

令和7年度

福島町議会

定例会 9 月会議会議録

令和7年9月16日 開会

令和7年9月18日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和7年9月16日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○町 長 あ い さ つ	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	6 頁
○日程第2 諸般の報告	6 頁
○日程第3 行 政 報 告	9 頁
1 ヒグマ対策について	
(1) ヒグマ対策に係る財政支援に関する要請活動について	
(2) ヒグマ被害緊急対策に関する意見交換について	
(3) 緊急銃猟によるヒグマの捕獲について	
2 カムチャッカ半島沖地震に係る津波警報発令について	
3 地域商品券について	
行政報告（追加）	10 頁
1 吉岡温泉の臨時休館について	
教育行政報告	10 頁
1 学校教育について	
(1) 高等学校について	
(2) 福島町高校生プロジェクトについて	
2 生涯学習について	
(1) 生徒友好交流事業について	
(2) 青年教育について	
○日程第4 一般質問	11 頁
6 番 木 村 隆	11 頁
(1) こども誰でも通園制度について	
3 番 佐 藤 孝 男	13 頁
(1) 市街地でのヒグマ緊急発砲施行に伴う対応について	
7 番 熊 野 茂 夫	17 頁
(1) ヒグマ対策について	
5 番 平 沼 昌 平	22 頁
(1) 若者の地元定着に向けた教育・雇用の連携強化について	
○日程第5 議案第20号 福島町の休日定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32 頁
○日程第6 議案第21号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33 頁

○日程第7	議案第22号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34頁
○日程第8	議案第23号 第6次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35頁
○日程第9	議案第24号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38頁
○日程第10	議案第25号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第11	議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第12	議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第13	議案第28号 令和7年度福島町一般会計補正予算(第5号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第14	議案第29号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	52頁
○日程第15	議案第30号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53頁
○日程第16	議案第31号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第17	議案第32号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	55頁
○日程第18	議案第33号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	56頁
○日程第19	議案第34号 令和7年度福島町一般会計補正予算(第6号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	57頁
○日程第20	報告第2号 令和6年度福島町財政健全化判断比率の報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第21	報告第3号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に 関する報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第22	認定第1号 令和6年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第23	認定第2号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第24	認定第3号 令和6年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第25	認定第4号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第26	認定第5号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第27	認定第6号 令和6年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○日程第28	認定第7号 令和6年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	58頁
○諸 般 の 報 告		59頁
○延 会 の 議 決		59頁
○休 会 の 議 決		59頁

目 次

令和7年9月18日（木曜日）第2号

○議 事 日 程	63 頁
○会議に付した事件	63 頁
○出 席 議 員	64 頁
○欠 席 議 員	64 頁
○出 席 説 明 員	64 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	64 頁
○開会・開議宣告	65 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	65 頁
○日程第2 諸般の報告	65 頁
○日程第3 報告第2号 令和6年度福島町財政健全化判断比率の報告について	
報告第3号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に 関する報告について	
認定第1号 令和6年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第3号 令和6年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第5号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 令和6年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
認定第7号 令和6年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会報告・質疑・討議・討論・起立採決)	65頁
○日程第4 同意第1号 教育長の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	67頁
○日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	68頁
○日程第6 発委第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	69頁
○日程第7 発委第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の 提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	70頁
○日 程 の 追 加	71頁
○追加日程第1 宣誓第1号 教育長の宣誓について	71頁
○休 会 の 議 決	72頁
○休 会 宣 告	72頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
2 0	福島町の休日定める条例の一部を改正する条例	9月16日	原案可決
2 1	福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原案可決
2 2	福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例	9月16日	原案可決
2 3	第6次福島町総合計画の変更について	9月16日	原案可決
2 4	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	9月16日	原案可決
2 5	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	9月16日	原案可決
2 6	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	9月16日	原案可決
2 7	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	9月16日	原案可決
2 8	令和7年度福島町一般会計補正予算（第5号）	9月16日	原案可決
2 9	令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月16日	原案可決
3 0	令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月16日	原案可決
3 1	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	9月16日	原案可決
3 2	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	9月16日	原案可決
3 3	令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）	9月16日	原案可決
3 4	令和7年度福島町一般会計補正予算（第6号）	9月16日	原案可決
報告 2	令和6年度福島町財政健全化判断比率の報告について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	報 告 済
報告 3	令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	報 告 済

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月 日	議決結果
認定 1	令和6年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 2	令和6年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 3	令和6年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 4	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 5	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 6	令和6年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 7	令和6年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
同意 1	教育長の選任について	9月18日	原案同意
同意 2	教育委員会委員の任命について	9月18日	原案同意
発委 9	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	9月18日	原案可決
発委 10	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について	9月18日	原案可決
宣誓 1	教育長の宣誓について	9月18日	宣 誓 済

令和 7 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 7 年 9 月 1 6 日（火曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議案第 20 号 福島町の休日定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 21 号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 22 号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 23 号 第 6 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 24 号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 25 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 26 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 12 | 議案第 27 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 28 号 令和 7 年度福島町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 14 | 議案第 29 号 令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 15 | 議案第 30 号 令和 7 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 16 | 議案第 31 号 令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 17 | 議案第 32 号 令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 18 | 議案第 33 号 令和 7 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 19 | 議案第 34 号 令和 7 年度福島町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 20 | 報告第 2 号 令和 6 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第 21 | 報告第 3 号 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| 日程第 22 | 認定第 1 号 令和 6 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 23 | 認定第 2 号 令和 6 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 24 | 認定第 3 号 令和 6 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 25 | 認定第 4 号 令和 6 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 26 | 認定第 5 号 令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 27 | 認定第 6 号 令和 6 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 28 | 認定第 7 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 29 | 同意第 1 号 教育長の選任について |
| 日程第 30 | 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 31 | 発委第 9 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第 32 | 発委第 10 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	一般質問
日程第5	議案第20号 福島町の休日を定める条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第21号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第22号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第23号 第6次福島町総合計画の変更について
日程第9	議案第24号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
日程第10	議案第25号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第11	議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第12	議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第13	議案第28号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第5号）
日程第14	議案第29号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第30号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第31号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第32号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第33号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第34号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第6号）
日程第20	報告第2号 令和6年度福島町財政健全化判断比率の報告について
日程第21	報告第3号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について
日程第22	認定第1号 令和6年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第2号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第3号 令和6年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第4号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第5号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第6号 令和6年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第28	認定第7号 令和6年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村 志朗
	3番	佐藤 孝男		4番	小鹿 昭義
	5番	平沼 昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野 茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
----	-------	-----	-------

総務課長 小鹿 浩二
産業課長 福原 貴之
町民課参事兼会計管理者 古 一 直 喜
建設課長 紙 谷 一

教 育 長 小野寺 則之

監 査 委 員 本庄屋 誠
監査委員補助職員 (鍋 谷 浩 行)

企 画 課 長 村 田 洋 臣
町民課長兼古岡支所長兼認定こども園福岡保育所園長 深 山 肇
福祉課長 佐 藤 和 利
福祉センター次長 (石 川 秀 二)

事務局長兼給食センター長 石 川 秀 二

監 査 委 員 高 田 重 美

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行
議会事務局議事係 角 谷 里 紗

議会事務局議事係長 山 下 貴 義

(開会 9時59分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和7年度定例会9月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

初めて立候補者が定数を割り、町民の皆様から投票による審判を受けることが出来なかった議会議員選挙から2年が経過しました。

私ども議員は、あらためて、町民に約束いたしました公約を実現するため、なお一層研鑽に励み、積極的な議会活動を実践し、町民の期待と信頼に応えていかなければなりません。

二代表制の仕組みの中で、議会議員の役割は、多様な町民の意見をしっかりと吸収し、議会基本条例の趣旨を充分踏まえ、自由闊達な議論・討議を経て、政策形成のできるだけ早い段階に議会・議員の意思を示し、提言することが重要であり、町民に開かれた議会を目指し、さらに充実させるよう努力しなければなりません。

本9月会議は、各会計の決算等を審議する重要な議会でもあり、決算審査特別委員会で審議することとなりますが、合わせて示される事務事業評価については、施策や個々の事務事業が効率よく、効果的に施行されているかとの検証目的が、まちづくり基本条例に規定されており、今後の政策・事業計画の作成・検討に重要な役割を果たす大事な審査となります。

議会としても、議会基本条例に重要な役割としてチェック機能の強化を規定、事務事業の計画精度向上、執行の適正化、政策形成過程の情報共有化を図る一環として、議員・議会の評価を示し、総合計画・新年度予算への反映を目指す大事な検証と位置付けておりますので、議員各位には、町民の視点を考慮し慎重に評価いただき、本9月会議も活発な討議が展開されますことを願っております。

今年もまた厳しい暑さが続きましたが、祭りも終わり、秋模様となり、朝晩は徐々に冷えてまいりました。出席者各位には、お体ご自愛の上、本会議の議事運営に協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

ただいまから令和7年度定例会9月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会9月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会9月会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。

町内では、福島大神宮の秋の例大祭が終わり、ヒグマ注意報が解除になって1カ月あまりが経過し、町民の日常も落ち着きを取り戻しつつあります。

ただ、9月から10月にかけてヒグマの行動が活発になる時季を迎えますので、引き続き、しっかりと対策を講じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、前浜では養殖コンブの収穫が一段落し、出荷に向けた製品作りがおこなわれておりますが、道内の天然昆布については近年の海水温の上昇を受け厳しい状況が伝えられており、当町の養殖コンブの出荷に期待が寄せられているところでございます。

また、ウニについても高値が続いており、組合だよりのデータを見ますと、ウニの8月末の生産額は2億円を超える額となっており、過去5年間の平均1億2千万を大きく上回って推移をしております。

なお、ヒグマ対策に関しては、後ほど行政報告で詳しく報告させていただきますが、ハンター並びに町民の皆様のご理解とご協力により、冒頭申し上げましたとおり、8月11日をもって北海道によるヒ

グマ注意報が解除となってございます。

引き続き、ヒグマ対策に万全を期すとともに、今般の予算に補正計上させていただいておりますが、町民の皆さまの日常を取り戻すための緊急経済対策などに全力で取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、本日の案件についてですが、まず、福島町の休日を守る条例の一部改正ほか、3件の条例改正及び第6次福島町総合計画の変更ほか、2件の計画変更並びに北海道市町村総合事務組合規約の変更ほか、3件の規約変更となっております。

さらに、令和7年度の一般会計及び国民健康保険特別会計など各特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、まず、歳入において、普通交付税の額が確定したことに伴う増額及び令和6年度決算の確定に伴う繰越金の増額となっております。

なお、これらの増額に伴い財政調整基金からの繰入額を減額しております。

歳出においては、繰越金に伴う財政調整基金への積立金及び、福島保育所改修工事に伴う駐車場の舗装工事の追加分並びに物価高騰とヒグマ警報の発出などにより低迷している町内経済を循環させるための地域経済緊急支援事業による全町民を対象として地域商品券配布に伴う増額となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、条例の一部改正が3件、計画の変更が2件、規約の変更が3件、また、一般会計及び特別会計補正予算が6件となっております。

それと併せて、決算の認定に関する議案が一般会計及び特別会計全般で7件、教育長の選任及び教育委員会委員の任命となっており、計23件の議案をお願いするものであります。また、報告事項が2件となっております。

最後に、追加議案として、この度のヒグマ警報を受けて、イベントの中止や夜間等の外出自粛の措置により地元飲食店等に多大な影響が生じ、9月12日に福島町商工会長から緊急要請をいただき、町としても影響が大きかった飲食店等への支援が必要との判断から、緊急的ではありますが地域経済緊急支援事業追加補正計上してございますので、何卒ご理解をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるようよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

5番平沼昌平議員、6番木村隆議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

令和7年度定例会9月会議の開会にあたり、去る9月9日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

審議日数については、本日から9月22日までの7日間といたしました。

次に、令和6年度福島町一般会計ほか6会計の決算認定、関連の令和6年度福島町財政健全化判断比率

の報告ほか1件につきましては、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査していただくことといたしました。

以上のとおり、審議日数も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会9月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の6ページをお開きください。

8月22日に実施しました所管事務調査について、報告書に基づき主な内容を説明いたします。

調査事件3 アワビ陸上養殖事業の進捗状況についてです。

7ページです。

この度、アワビ陸上養殖事業の現状と進捗状況について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告します。

町より示された「アワビ陸上養殖事業の進捗状況について」は一定の理解をしたが、以下の事項について検討されたい。

1、アワビの生産状況について。

現在生産しているアワビ種苗は、北海道栽培漁業振興公社と北日本水産㈱から購入した物だが、資料では合算数値となっている。2つの購入先での種苗のサイズ、単価、斃死率等も異なっていることから生産数等のデータは購入先別に分けて管理するべきと思慮するので検討されたい。

2、アワビの販売状況について。

アワビの生育状況により1キログラム当たりの個数が変動することは理解するが、サイズや価格が安定していないと購入者の信頼を得られないことから、販売方法に一定の基準を設ける必要があると思慮するので検討されたい。

3、アワビ陸上養殖事業の今後の方向性について。

アワビ陸上養殖事業については、種苗購入先である北日本水産㈱の生産方式の効率性が高いことから、生産方式の見直しを検討するため、同社に3年間の調査委託をしているが、町が事業を開始して8年が経過し、今の生産方式では収益の改善は見込めないことはデータから明白であり、調査委託期間にこだわらずに、できる限り早い段階で判断し、今後の方向性を示すことが望ましいと思慮する。

北日本水産㈱は生産だけでなく流通・販売についてもノウハウを有していることから、養殖施設の管理も含めたアワビ陸上養殖事業の町指定管理先として企業誘致に向けた働きかけも必要と思慮するので検討されたい。

生産方式の見直し検討を進めるにあたっては、事業の立ち上げ当初から協力していただいた水産アドバイザーや関係者等の理解を得るようしっかり対応するべきと思慮する。

以上で、調査事件3の報告を終わります。

次に、8ページになります。

調査事件4 ナマコ種苗放流事業について。

この度、ナマコ種苗放流事業の概要等について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告いたします。

町より示された「ナマコ種苗放流事業の内容について」は一定の理解をしたが、以下の事項について検討されたい。

1、ナマコ種苗放流事業について。

ナマコ市場については、資源の枯渇等により高値で推移する現況にあるが、取引状況等を充分注視し対応する必要があると思慮する。

ナマコ種苗放流事業は以前から白符漁港で実施しており、その際は稚ナマコ育成礁を使用しなくても高

い生残率を示すデータが出ており、今回は30ミリ以下の種苗を「ナマコのゆりかご」を使用し食害を防ぐ方法で試験することから、より高い生残率を示す結果が期待される。

新たな事業に使用するナマコ種苗を公社から購入する説明の際に、今まで地元で採苗していたと認識していたが、現在は松前町から種苗を入れているとの説明があり、そのことについて町長も認識していなかった点を憂慮する。

漁組の業務内容について、すべて把握する必要はないが、特にナマコ種苗の採苗については議会としても所管調査してきた経緯もあることから、できる限り情報を共有し、適宜、議会へも周知されることを心掛けたい。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会改革調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄議会改革調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の10ページをお開きください。

当特別委員会は、議会体制の在り方・議員のなり手対策等議会改革について集中的に調査・審議するため、令和6年度定例会6月会議において設置されたものであり、4回目を7月18日に開催したので、次のとおり中間報告いたします。

4回目の委員会では、第3回目の委員会を開催後、定例会6月会議において議会モニター制を加味した議会基本条例諮問会議条例の一部改正を議決し、公募委員の追加募集を実施、6月23日には先進地視察として浦幌町への視察研修を実施、報告書の取りまとめも終えていることから、残りの3検討項目について具体的な内容について検討したものです。

調査の論点と意見としては、（1）議員定数、議員報酬、議会改革の見直しについては、議員のなり手募集にも関わってくることだが、一次産業繁忙期の議会出席を免除する規定の改正等、議会として受入態勢を整備した上で各団体へ内容を提示し説明する必要があるのではとの意見があったが、まずは議員定数を決めることが大事ではないかという意見もあり、再度各議員の考え方を整理するためにアンケート調査を実施し、意見を集約した上で議員定数、議員報酬、議会改革の3項目について協議することとした。

（2）諮問会議公募委員の募集について。

6月19日から募集していた公募委員について、当初締切としていた6月30日までに応募が無かったが、平沼・熊野両議員を通じて各1名の応募予定があり、残り1名の公募については、さらに議員一人ひとりが声掛けを行い対応することを確認した。

（3）総括意見として。

本特別委員会として、「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」は、さらに調査を要するため継続審議をしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の第1号、14ページをお開き願います。

9月5日開催の令和7年度第2回定例会の主な内容を報告いたします。

行政報告の内容は、リサイクルプラザでの爆発事故については、5月21日に発生した件についてであり、ヒグマ警報に伴う町内巡回については、7月12日事故が発生してから8月11日まで実施した件についての計2件の報告がありました。詳細は記載のとおりとなっております。

審議した議案、議案第1号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更。

議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更。

議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

議案第5号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

議案第7号、衛生処理条例の一部改正。

議案第8号、令和7年度一般会計補正予算（第2号）の8件については、原案のとおり可決されました。

認定第1号、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

詳細内容については記載のとおりでありますので、議案等関係資料については事務局に保管されております。

以上で、渡島西部広域事務組合第2回定例会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和7年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月会議以降の行政報告を申し上げます。

1、ヒグマ対策について。

（1）ヒグマ対策に係る財政支援に関する要請活動について。

この度のヒグマ対策では、危険個所の草刈りや電気柵の設置による市街地へのヒグマの侵入防止、箱わなの設置による捕獲体制強化及びハンターや職員による24時間パトロールなど、ヒグマ対策関連経費の増嵩により、これまでにない財政負担が生じていることから、7月25日、総務省出口自治財政局長および長谷川岳参議院議員に対して、ヒグマ対策に係る財政支援を求める要請活動を実施してまいりました。

また、7月29日、北海道渡島総合振興局、北海道開発局函館開発建設部、渡島管内各市町村長で構成する「渡島地域づくり連携会議」の場において、北海道を中心としたヒグマ対策の広域的な連携を提起させていただいたところであります。

（2）ヒグマ被害緊急対策に関する意見交換について。

8月8日に札幌市で開催された北海道町村会農林水産常任委員会の「ヒグマ被害緊急対策に関する意見交換」において、当該町村として参加要請をいただき、福島町における被害状況及びヒグマ対策などの実情を報告させていただきました。

なお、北海道及び北海道市長会並びに北海道町村会が合同で、9月3日にヒグマ被害緊急対策に関する要望書を環境省及び道内選出国會議員に提出しております。

（3）緊急銃猟によるヒグマの捕獲について。

令和7年9月1日から改正鳥獣保護管理法が施行され、緊急銃猟により市町村長の判断により発砲をハンターに命じることが可能となることから、役場内の担当及び役割を明確にし、緊急銃猟に対応できる体制づくりを構築してまいります。

2、カムチャッカ半島沖地震に係る津波警報発令について。

7月30日午前8時25分ころ、カムチャッカ半島沖でマグニチュード8.8の強い地震が発生し、午前9時40分、日本列島太平洋側などに津波警報が発令されましたが、当町では人的・物的被害はありませんでした。

町では、午前9時50分に防災無線を通じて避難指示を発出し、役場や支所及び各小中学校などを避難所として開設し、そのほか町内各所の高台に避難した方々に対しても、職員による現地確認や人数把握などに努め、水や非常食を届けたところであります。

その後、午後8時45分に津波警報から注意報に切り替わり、翌31日の午後4時30分に津波注意報も解除となりました。

今回の津波警報については、夏場の避難所の暑さ対策や避難のあり方について今一度検証し、これからは様々な災害に対応すべく努めてまいります。

3、地域商品券の発行について。

7月に発生したヒグマによる人身事故に伴い道内初のヒグマ警報及び注意報が1か月にわたり発出されたことにより、毎年開催している九重部屋の夏合宿やイカまつりなど、各種イベントが中止となり、また、夜間における外出自粛要請により、商店や飲食店など町内経済に深刻な影響が生じております。

町では、ヒグマ被害により影響を受けた町内経済の活力を取り戻すとともに、町民が元気を取り戻すための地域商品券を発行することとし、関連予算を本会議に予算計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、追加の行政報告となります。

1、吉岡温泉の臨時休館について。

吉岡温泉において、9月11日（木）に定例の水質検査結果通知があり、泡風呂から微量のレジオネラ属菌が検出したことが判明したため、夕方からの営業を臨時休館としております。

このことを受け、迅速に関係機関へ状況を報告し、翌12日（金）に水質検査会社及び渡島保健所が来町し、施設等の状況を確認した結果、安全にご利用いただくための措置として、設備のメンテナンスと再検査を実施し、検査結果が出るまで休館することとなりました。

なお、再検査の結果が出るまでには約一週間程度の時間を要する見込みであり、13日（土）から当面の間休館することとして町内周知を図るとともに、自宅にお風呂のない方々への対応も行っております。

吉岡温泉をご利用される町民の皆様方には、大変なご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願い申し上げます。

以上で追加の行政報告を終わります。

町の主な主催事業及び行事等については、別途記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和7年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、学校教育について。

（1）高等学校について。

令和8年度の新入学生を募集するため、6月12日・13日に東京都で、7月12日・13日に大阪府で、7月26日・27日に札幌市で、それぞれ合同学校説明会に参加しました。

福島商業高校の教職員と生徒、新潮学舎ハウスマスターと教育委員会職員が、高校の教育課程や新潮学舎での生活などについて説明しました。

また、9月6日にはオープンキャンパスが開催され、福島中学校生徒全学年と、道内外から中学生18名が参加しました。

商業科の授業体験や生徒会からの学校説明を受けた後、新潮学舎の見学が行われ、参加した生徒と保護者の皆さんは興味深く聞き入っていました。

（2）福島町高校生プロジェクトについて。

7月27日から29日まで砂川市において、福島商業高校生が自ら企画する「福島町高校生プロジェクト」を開催しました。

これは、近年進行する地球温暖化など環境問題をテーマに、課題解決に向けて行動指針を考えるワークショップを開催しようとするもので、広く全道から参加校を呼びかけました。

当日は松前高校、ニセコ高校、旭川西高校の各校4名と福島商業高校の3名、合計15名の生徒が参加しました。

化粧品等の製造販売を行っている株式会社シロ様の全面的な協力をいただき、製造工場である「みんなの工場」を舞台に、会社の環境問題への取り組みや、工場の設置の目的や特徴などを学び、一人ひとりが実現可能な環境問題対策プロジェクトを、各校それぞれのチームとなって真剣に考えました。

本プロジェクトは今後もオンラインで継続的に4校が交流し、来年3月に福島町で発表会を開催する予

定となっています。

また、本事業は三菱みらい育成財団の助成事業に採択され、歳入予算について補正計上しておりますことを申し添えます。

2、生涯学習について。

(1) 生徒友好交流事業について。

長野県木曽町・長崎県松浦市との三市町の間で行われている生徒友好交流事業は、7月27日から30日まで中学生2名と引率2名を長野県木曽町へ派遣しました。

木曽町生徒との交流をはじめ、義仲館や奈良井宿など木曽町の歴史を感じるとともに、乗馬などを体験、また、北海道とは違う暑さを体感するなど、気候風土・歴史・食文化に触れることができました。

また、令和5年10月に包括連携協定を結んだ青森県中泊町と、8月5日から7日までの日程で小学生の交流事業が行われました。

この事業は、今回初めて行われた事業で、中泊町を会場に、福島小・吉岡小児童9名、中泊町から児童8名が参加しました。

五所川原市の立佞武多への参加や海水浴やマリンスポーツに挑戦するなど、充実した体験となりました。

(2) 青年教育について。

8月13日に福祉センターで「二十歳を祝う会」と「成人祭」を開催しました。当日は、二十歳を迎える15名が出席し、町長、議長をはじめご臨席の皆様から祝福を受けました。

小中学校時代の恩師からのビデオメッセージに笑顔があふれ、久しぶりに会う仲間との再会を楽しんでいました。

また、同日夕方に開催された「成人祭」では、加冠の儀などの儀式が行われ、二十歳の節目を迎え、新たな出発を誓い合っていました。

以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

一般質問を朗読させていただきます。

「こども誰でも通園制度について」

国は、育児負担の軽減と子どもの健やかな成長を支援するため、就労要件を問わず未就園児（生後6カ月から満3歳未満）が保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」を来年4月から施行しようとしています。

函館市では令和6年4月より試行的に受け入れ可能な認定こども園でスタートし、保護者が子育てから離れ自分の時間を少しでも持つことで育児負担の軽減につながっているものと思います。

近年の当町の出生数は令和7年度がこの8月末までゼロ人。令和6年度が14人。令和5年度が6人です。何人がこの制度利用の該当となるか現状わからないものの、来年4月から制度を開始する場合、保護者ニーズに添えていかなければならない。

次の点について伺います。

1、この制度を来年4月から当町で開始する予定があるのでしょうか。

2、開始する予定であるのなら、保育士の配置基準や負担を考えれば未満児クラス（ひよこ組）に空きがある場合、利用可能と思われるが、子育て支援の会計年度職員を専門で充てる方法も考えられる。どのような受け入れ態勢を考えておりますか。

3、利用時間や料金、障がいを持つ児童の受け入れはどのように考えておりますか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問にお答えいたします。

国は、乳幼児期の子供が人生の最初の一步を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことを目的に、また、保護者の多様な働き方やライフスタイルを支援していくため「こども誰でも通園制度」を創設し、令和8年度の本格実施に向けて、各自自治体それぞれ検討を進めております。

当町においては、現在、子どもは地域の宝であるという基本理念の下、令和7年3月に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する様々な施策が4月からスタートしております。

1点目の開始時期については、第3期計画において、国から示された内容に基づき、令和8年度の実施に向け、希望する子供の保育を保障するための受け入れ体制の整備を進めます。

2点目の受け入れ体制については、現在、検討を進めておりますが、基本的に現在の保育体制の中で受け入れる可能性を模索しており、認定こども園の3歳未満児のクラスが利用定員に満たない場合において受入可能とし、保育士の配置基準を満たさない場合は代替保育士を配置するよう考えております。

3点目の利用時間については、国の基準である月10時間を基本とし、料金に関しては、従来の子育て支援政策を踏襲し、無料といたします。

また、障害を持つ児童の受け入れについては、今後、ニーズ等を把握し、状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

来年の4月からこういった制度が始まるということで、当町としてどうなのか、半年前になりますので基本的なことを伺ったしだいです。

模索中のところ色々あると思いますけれども、函館のような都市部ですと保育園の数だったり保育士の数もそれなりにありますので、遠慮なくどうぞという形で言えるんでしょうけれども、当町の場合は保育士もギリギリの状態。定年で一度仕事を離れた方もまた再度雇用しなければならないような状態です。

それで、細かい点は春の予算委員会とかでも伺うとして、例えば、本当に空きが無かった場合に受け入れできないものなのか。つまり、何か工夫をして、受け入れる可能性というのはないのかどうか。その一点お伺いしたいと思います。

例えば、現状、今10月になりますと、今のひよこ組でも15人になって空きがない状態です。ですから、仮に試行的に行いたいと言っても受け入れできない状態になってしまいます。そういった場合に例えば代替保育士さんにその日だけ、そういった預かりみたいな形でこの制度を利用したい、ニーズに応じていくというのも将来的には可能なのではないかなと思ったりするんです。

ですから、この年は受け入れできますよ。この年は受け入れできませんよ。なんていう制度であれば、現実的に福島のニーズとして難しいからやらなくてもいいわけですね。でも、せっかくこういう制度をやるという風な方向性である以上は、1日1人でも空きがない場合でも受け入れるような工夫というのができないものなのかなという風に思っておるんですけども、その点1点について再質問いたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

この制度自体は新たな制度ということで令和8年度から本格的にスタートということ。ただ、我々今考えているのは、この制度自体が果たして福島町にとって新しい制度かなということ、若干そこまで厳しくはないのではないのかなと。この状況を見ても月10時間くらいの保育を制度で受け入れるということですけど、福島町の場合これまでも子育て支援センターなど同じような形でそういった子どもさん達を受け入れている状況もありますし、現状の保育体制を見ても、今は現実的に40人の子どもを受入れていますけれども、容量としてはもう少し、実際は48人ぐらい基準でいくと受け入れる体制があるのかなと思っていますのでそういったことを考えると、特段、都会のようにかなり殺到するということではないんだと思っていますので、我々としては、私就任以来ずっと言っていますけども「子どもは地域の宝」という思いが

ありますので、可能性として断るようなことは私はしたいという風には思っておりませんので、可能な限り、まずは需要がどのくらいあるのかをしっかりと捉えて、その中で対応していきたいと思ひますし、先ほど言ひましたとおり月10時間であれば本当に限られた時間での利用という形になろうかという風に思ひていますので、決してきついものではないんではないのかなと思ひていますので、現場の先生方とよく相談しながら、これまで培ってきた子育て支援センターなども含めて、保育所だけに限らず色んな対応の中で私はできれば希望に沿った対応をしていきたい。そのように思ひていますので、来年の4月からということになりますので、これから後半少しピッチを上げて、その辺保育所現場含めて担当課のほうで今調整をしていますので、よろしくお願いしします。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

簡単ですけれども、これで終わるわけですが、たった10時間（月）しかしながら、されど10時間ということで本当に町長日頃から「子どもは宝」だと言ひておられますので、遠慮なく利用してくださいねと言えるような制度のスタートを期待して終わりたいと思ひます。以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

ありがとうございます。

是非、我々もしっかりニーズの把握に努めたいと思ひますけれども、議員の皆さんも是非そういった声があれば、是非我々のところに寄せていただきたいし、我々これまでも色んな形で保育所加えて子育て支援センターなどでも従来からしっかり子どもを受入れておられますので、今回スタートした計画の中にもしっかりと位置づけさせていただいておりますので、そういった体制の中で子ども達が困ることのないよう、特に親御さんが色んな形で変化してきていますので、そういったものを拾い上げるようにしっかりと対応していきたいと思ひます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○議長（溝部幸基）

次に、3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項「市街地でのヒグマ緊急発砲施行に伴う対応について」です。

2025年9月1日より法律が変わり、クマ駆除対策の主体が自治体の判断に委ねられることになりました。我町では7月12日に痛ましい事故がありました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

捕獲するまで随分と時間がかかったように思ひましたが、それには理由があり、市街地での猟銃使用は警察官が命令を出さなければ発砲できないからでした。これからは町長の判断ということになり、大変なご苦勞になると思ひますが頑張ってもらいたいと思ひます。

そこで早急に関係団体と会合を開き、マニュアルを作成し、共有する必要があると思ひますが町長のお考えはいかがでしょうか。

また、今回と同様の対策を来年度以降も継続するのでしょうか。関係団体とは、警察、消防、ハンター、町職員、町内会、ここに書いておりませんが学校等も含みます。

よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

令和7年9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行となり、これまで住居集合地域等における銃猟、建物・

乗物等に向けての銃猟、夜間の銃猟が禁止されていた事案が、法改正では市町村長の判断により、市街地での発砲が可能となり、従来の警察官職務執行法でのハンターへの発砲指示も含めて対応することとなります。

環境省では、「緊急銃猟ガイドライン」を策定しており、当町でも通知を受け、市街地における緊急銃猟の準備を進めております。

現在、7月12日に発生したヒグマによる人身事故を受け、町では、事故発生前の出沒が多発した時点から加害個体捕獲に至るまでの間における、町・警察・消防及びハンターの対応状況について検証を進めております。その結果については、11月21日に開催予定の経済福祉常任委員会にて報告することとしております。

1点目のマニュアル作成についてですが、今般の検証を踏まえ、町では「（仮称）福島町ヒグマ市街地出沒対応マニュアル」の策定を進めることとしており、関係団体と連携を図りながら、緊急事態に備える体制の整備を進めてまいります。

市街地での発砲に際しては、ハンター・警察・行政が一体となって理解を深め、連携した対応を行うことが重要であり、策定するマニュアルに基づく訓練等を継続的に実施する必要があると認識しております。

2点目の、大変申しわけありませんけども、答弁について若干答弁書と異なる言い回しがありますので、ご理解をいただきたいと思っています。

2点目の今回と同様の対策を来年度以降も継続するかについてですが、電気柵の設置、緊急的に必要な草刈り等の実施は継続の方向で検討するとともに、ごみ出しに関する注意喚起やヒグマの出沒情報などは防災無線を活用し、引き続き町民の皆様へ周知を図ってまいります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

今回の改正法ではハンターの法的責任というか、これに触れていないということであります。

ハンターの目線に立った改正がなされていないという私なりにそう思っております。ただ、環境省のガイドラインでは建物に銃弾が当たった場合は物損事故ですね。この場合は、金銭的にやるということで明記されております。

そういうことで、今後やはりハンターに対しての法的責任が問われるのではないかと私なりに思っておりますが、今回、緊急事態の時に命令出す町長はどうお考えでしょうか。ハンターに対して。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回の法改正により銃猟が可能という形になっていますけども、私もちょっとまだ制度ができたばかりでしっかり体に溶け込んではいませんが、色々ちょっと見させていただくと、なかなか厳しい状況があるのかなと。この前、我々現場で従来の方法により加害個体を捕獲する形をとらせていただきましたけども、あの形を例えばですね、この改正法のなったものの中でやるとすれば、結構手続きを踏んでいかなければならないという形で、ああいった緊張した場面の中にそういう形の手続きを踏む時間があるのかということ私なりにちょっと考えてみますと厳しいのではないのかなという気がしていますので、これから色々な形でその法に対する説明なり色々なものができてきて、我々もマニュアルを作ってそれに動く形にはなりますけども、私はやはり従来からの形を踏襲することが今回経験してみても一番理想的ではないのかなという風に思っていますので、そして、特にハンターさんの負担がその銃猟の関係になるとかなりきついという形になりますので、当然、我々も町長判断とはいえ、たぶん実際現場の方では委嘱された課長の中で判断するという形が捉われてくるんだと思いますので、そうすると今度ハンターさんの負担に加え職員の負担というのも相当数出るんだという風に思っていますので、そのところについては我々も全国的な状況を鑑みながらハンターさんの負担にならないようなことの、当然町としても出すべきところはきちっと予算を組んでお願いするという形でなければ、どこかの町が銃猟でも撃たないという判断をしているところもありますけども、我々のところは幸いハンターさんが今回の場合もかなりしっかりと対応していただきましたし、我々は常日頃思っているのは、やはりハンターさんと我々指示する行政が信頼関係がなければ、なかなかこれはできないことではないのかなという、その引き金を引くというその行為

自体がかなり重たい行為になりますし、当然その熊を仕留めることもさることながら、自分に身にふりかかることがありますので、そういったことを考えると我々としてはしっかりと慎重を期しながらやっていきたいと思いますので、また第一としてはやはりハンターさんの負担がこれ以上重くなるようなことは我々としてはしっかりと回避しながら、この新しい制度に備えていければなと思っていますところであります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

今回は人身事故被害にあってから6日間で捕獲したということであります。ハンターさんから聞くと、この6日間の間にいくらかでも撃つチャンスがあったとハンターさんが言っていました。そういう中でやっぱりGOサインを出す警察官が命令を出さないということでありますので、常にやはりハンターさんと命令を出す今度は町長だと思いますが、側にやっぱり居て、その退治するハンターとの連携を密にしなければスムーズにいかないと思っています。

そういうなかで、やはりなかなか緊急の場合ですので条件が揃わないとGOサインも出せません。そういう中で町長が不在の時はこのマニュアルを作るとありますが、副町長が次に命令を出すとか、そして、産業課長が次に命令を出すとか、そういうこれからマニュアル作りに入るとあります。そういうなかで、ハンターそして警察それから各渡島支庁なり色々なそういう関係機関と勉強をし、色々話しを聞いてしっかりしたマニュアルを作って、次には早いうちに現場検証という、交えて色々やっていただきたいと思います。

それから、今までもこの熊が侵入しないために電気柵そして草刈等々もやって、それが一番有効的だと思います。そのなかで、電気柵についてはまず今渡島支庁からおそらく借りていると思います。そういうなかでやっぱり十分まだ電気柵を張る余地がある所がいっぱいあります。特にこの間パークゴルフ場に行った時にも作業している方がここにも電気柵張るといいなという話しも聞いておりますので、一つ、電気柵については今後色々調べて増やしていただければと思います。

なおかつ、注意報が終わってからも各町内会の墓地に電気柵が設置されました。これはお墓参りの方に大変喜ばれておりますので、一つ今後も続けてやっていただければと思っています。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほども言いましたとおり、今回の場合は本当に稀なケースで、制度施行前に実際そういう事案が発生したということになりますので、全国・全道の中でも福島町の事例が制度前ではあるけども、その制度に近い形で運用されたのかなということで、私は、質問の中で多少時間が掛かったと言いますが、私は結構早いタイミングで処理できたのかなという気がしますし、その後の処理についても現場のハンターさん含めて課長さん警察含めてしっかりやってくれたのではないのかなと思っていますので、改正の制度に充て込んでそんなにずれているものではないのではないのかなという風に思っていますので、そのところについてはこれから制度がスタートしたばかりでありますので、当然、環境省なり北海道の方でも色々なことが例えば説明会だったり訓練だったり、やはりその制度を施行されて溶け込むまでには多少時間が掛かりますので、我々もしっかりそれを地域に関係者と連携しながら訓練なり色々な形を重ねていくことがベストだと思っていますので、これから先ほど言いましたとおり9月10月また熊の出没が考えられますし、また、今年の熊の状況を見ますと、やはりここ5年ぐらいの捕獲頭数から見ると、かなり多い頭数を箱罠なりでハンターさんが獲ったりしていますので、そういったことを考えると同じような事案が起きないということもありますので、我々としてはしっかりと対応していきたいと思います。

それと電気柵については、今回北海道から貸し出しをいただいて緊急的にやらせていただきました。そして、ただ、今般、予算をいただきながら新たにそこについては設置する形になります。ただ、今のところ農林水産省の方の予算はどちらかというと、畑を守るための電気柵については色々な手当てができます。今回のように市街地を守るための電気柵を設置するには色々なことを調べましたが、それに対する財政支援って意外とないんですね。今回も色々な形で我々北海道なり国の方の先生方も含めて要望させていただいているのは特別交付税の措置をお願いするという形で今財源措置をしようという形でお願いしていますけども、そのなかで実は8月4日も答弁なり行政報告でもしましたけども、町村会の農林水産部会

の方でも説明しましたが、やはりしっかりと町村が道具を持つ予算をいただかないと、なかなか町民の生命・財産は守れないんだということのお願いをしまして、それを受けて町村会北海道は環境省なり国なり国会議員先生の方に緊急的な要望も出されたやに伺っておりますので、我々としてもそういったものの経緯をしっかりと見据えて、これから12月に国の予算がある程度見えてきますので、そういったなかでどういった対応ができるのか、その状況を踏まえてまた新たな予算をお願いして、なるべくやはり効果としては電気柵が一番今のところ有効だという風に言われていますので、なるべく、これから山里と人の警戒といいますか熊が山から下りて来ないような対策を我々としては電気柵なり草刈を通じてやっていきたいと思っておりますので、ただ、それには相当な予算も注ぎ込む形になりますので、そこはしっかりと国なり北海道に予算要望しながら、その対応を見ながら来年予算に向けてしっかりと対応していきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時03分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

失礼しました。1問目で答えたかと思った。

基本的に私これから特に10月11月は不在気味になりますので、そういったところは当然留守を守る副町長がおりますので、副町長をトップに対応します。

ただ、副町長もなかなか全部現場に出れるかとなると、これもなかなか難しいものがありますので、産業課長の方に委嘱して現場の方の判断をお願いすることもあるだろうし、副町長が直接行って判断することがあるんだと思いますので、そのところはハンターさんと、だから先程来申し上げましたとおり町との信頼関係の中でやはり意思疎通をして、常にそこが緊急的な時に判断できるような体制は取っていききたいと思っておりますので、今は携帯もありますので遠くに居ても私も声は出せるとは思います。

ただ、現場を熟知していないのに軽々に判断することは難しいんだと思いますので、そのところはしっかりと副町長なり産業課長の方をお願いする形になるんだという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦副町長。

○副町長（小鹿一彦）

私の方から若干補足させていただきます。

ヒグマの駆除については、これまでの有害鳥獣駆除ということで山の中で許可をもらってハンターさんが駆除する方法が1つと、市街地で出た場合にうちでありました7月で捕獲したような警察官職務執行法というのがございます。

今回、9月1日からこれにプラスして市町村長の判断で熊の駆除ができるようになったというこの3つのパターンで駆除に体制あたりますので、町長も先ほどちらっと申しましたが、町長が独自で判断するとなると住民を避難させてとか道路を封鎖してとかってなりますけども、それには警察官の協力も人となってきますので、町長の判断になるのか、あるいはもしかしたらこれまでどおり警察官職務執行法でやる場合の方がどちらかというとなんか多いんじゃないかなというのも思っております。

それともう一点、先週ですけども警察庁の方から、先ほど佐藤議員の方からハンターさんの負担少しでも軽減されるようにということですけども、国の方でもその辺は考えておましてハンターが緊急銃猟で撃った場合に、例えば建物だとか何か車輛に被害遭った場合は、それはハンターの責任ではなく、市町村の責任ですよという風に今後そういう風な形で検討しておりますので、少しでもハンターさんの負担にならないように国の方でも考えているというような状況で、それから保険もそうですね。市町村で掛けるようにということになっています。以上です。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

改正になって今度は警察の権限も良くなる、また、町長の権限でもやれるということで、ハンターさんの一番心配しているのは警察のこれからの権限というか、そこは一番心配して警察の関わり方をそこをやっぱり明白にしておかなければということで大変心配しておりましたので、その点についても考えていただきたいと思います。

そして今、森林公園の前も電気柵を張っています。そういう中で町民の方が森林公園にも歩いて行きたいなとかってそういう声もありますので、注意報が解除になったとはいえ、どうなんでしょうね。今入れる状態なのかどうか。森林萩山、その点について伺います。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

先程来、町長も答弁されていますけど警察との関わり方については、しっかり警察あつての我々行政ハンターだと思っているので、そこはしっかりと必要に応じて協議していく。それでマニュアル作りをしていくというのがまず1点と、森林公園の部分につきましては電気柵設置しております。それで秋口になるとまた出沒という部分、館の沢地区とかも多くありますので、そこは慎重に対応していく。どのように対応するかというとハンターさんに形跡・痕跡の調査をしっかりといただいたうえでオープンできるのかできないのかという部分を整理していきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時08分）

（再開 11時20分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

通告書に従って「ヒグマ対策について」町長に一般質問をいたします。

7月12日早朝、三岳市街地で新聞配達員がヒグマに襲われ尊い命が失われました。被害者のご冥福を心よりお祈りいたします。

これまでに白符地区で畑仕事中に恒例の女性が、一昨年、千軒岳への登山者がヒグマに襲われる人身事故が発生していますが、今回のような住宅街へのヒグマの出沒はこれまでには経験がなく、短時間でその最良の対応策を判断し実行する危機管理には町長、職員の皆さんは苦慮されたことと思います。

6月上旬に月崎ニュータウン、7月9日からは月崎1、2、横綱ビーチ付近と頻繁に目撃され、12日に三岳市街地の人身事故が発生、この時点で北海道より福島町一円にヒグマ警報が発令され、7月18日3時30分に捕獲、駆除されましたが、これで注意報に変わり8月11日まで継続されました。

DNA鑑定の結果、高齢女性を襲った個体と、新聞配達員を襲い、月崎地区で徘徊し続けた個体のDNAが一致したとの連絡を受けました。

この間、町民に対しては人身被害を避けるべく注意喚起が繰り返され、一定の終息にいたっております。ヒグマの市街地への侵入による人身被害の危険等、ヒグマ出沒に対する対応の検証と、今後の対応策はたてられていると思いますが、その基本的な考え方と次の点についてお答えください。

1、頻繁に月崎市街地に出沒、徘徊時点で町独自の警報発令の選択肢は考えられなかったのか。今後は警戒警報を町独自での発令を検討してはどうか。

2、9月1日より改正鳥獣保護法が施行され特にも「緊急銃猟」として、市街地に侵入したヒグマを市町村の判断により猟銃で駆除できることとなりますが、町長、職員の現体制で対応できるのか。ヒグマ対

策の専門家の配置等、組織体制構築の検討が必要ではないか。

3、今後、ヒグマの市街地侵入を防ぐための電気柵等の全町配置や定期的な除草に係る人件費などの財政的措置についてどう考えているか。

以上をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

近年の気候変更による影響を受け、町内では7月9日以降市街地でのヒグマの出没が相次ぎ、12日早朝に町民がヒグマに襲われ、北海道により道内初のヒグマ警報が発出されております。

そのヒグマは、18日にハンターの協力により捕獲され、結果として、4年前に人を襲ったヒグマとも一致しております。なお、その後は、市街地での出没は皆無となっており、ヒグマ警報及び注意報は解除となっております。

この度の事故が全国・全道的にもまれなケースであり、町では、庁舎内での検証はもとより、北海道及び北海道立総合研究機構とも連携をしながら検証を進めることとしております。

1点目の町独自の警報発令の検討についてですが、ヒグマの警報等の発令に関しては、北海道が「北海道ヒグマ注意報等発出実施要領」に基づき発令しており、市町村独自の判断での警報発令はできないものと考えております。なお、町独自の警戒警報の発令に関しては、現時点では考えておりません。

2点目の緊急銃猟の体制についてですが、改正鳥獣保護管理法による緊急銃猟に関しては新たな制度であり、道内においても研修会や訓練を通じて様々な検討が行われており、庁舎内において、緊急銃猟等の各種制度の理解を深める必要があると認識しております。

当面は、新制度の推移を見ながら現行の体制で、ハンター及び町並びに警察の三者の連携で対応してまいりたいと考えております。

なお、ヒグマによる事故等が発生した場合には、「北海道ヒグマ緊急時専門人材派遣事業」を活用した対策を講じることとしております。

3点目の電気柵や定期的な除草に係る人件費などの財政的措置についてですが、今般は、緊急的に様々な措置を講じましたが、今後は山からヒグマの侵入を抑えることを主眼に、人里との境界に電気柵を設置する計画としております。また、除草に関しては国などの財政措置を考慮しながら判断してまいりますが、引き続き実施が必要であるものと認識しております。

この対策については、鳥獣被害防止計画を策定している当町では、特別交付税ルール分の算定根拠に基づき、事業費の80パーセントが財政措置されることから、必要に応じた対策を引き続き講じてまいります。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

本当に人命が失われるという、とっても痛ましい結果になったわけですが、今ここで先ほど佐藤議員の方からも様々な当時のやり取りなされて、町長はじめ関係者、特にもハンターさんなんかは相当に苦慮されたというその現状は痛いほどよくわかるんですね。ですから、この状況が起こって、人身事故痛ましい事故起こったんだけど、これが福島のこれからの熊対策について決してもう二度とこういうことが起こらないでほしい、起こらないようにというその決意を持って、やっぱりこれから望んでほしいなという思いで今この場に一般質問をさせていただいております。

だから、おそらくこういうことというのは、一番入口のところは町のリーダーの町長の一発目の危機管理に関する町民に対する決意をきちっと述べて、そのうえで行動していくというのが一番大事な姿勢なんだろうなと。これは今回の熊のことばかりではなくて、さまざまなこれから天災いわゆる自然災害等の被害が起こって、それが結果として人身被害に繋がってくるような場合というのが往々にして今の気象状況から見るとあり得ると思います。

ですから、その時には是非、本当は今回の場合であっても、細かくきめ細かく何度も何度も防災無線を使って町民に呼び掛けはしていたんですけども、できれば、町長の生の声で一回ぐらいは緊急的なことで

「気をつけろ」という言い方をするぐらいの決意があつてほしかったなという思いは、私は月崎のど真ん中で家の目の前を熊が走って行ってその動画を見せられて、すぐ向かいの所も窓から熊に覗かれたというあの現状を見たときに、私が20代の頃に熊の生息域の中で仕事をして、しょっちゅう熊とのニアミスを起こしていたその経験が思いだされまして、「あら、これは大変なことだ」と感覚的にはそんな思いしていたんですけども、そんな感覚的なものではなくて、きちっとやっぱり危機管理・危険回避を町民の生命と財産を守るという観点からそれをやっぱりやっていくと。

もう二度とこれは町内でそんな事故には遭ってほしくないという風に私は思いますので、そのうえで前段で佐藤議員の方から猟銃の今回改正の問題とそれとハンターさんの問題、ここにはやっぱりなかなか難しい点があると思います。これから町でもってマニュアルを作っていく時に、その辺のことをできるだけシンプルに危険回避ができるような視点を持って動かないと、いざ行動を取る時になるとなかなか行動がしづらいのと、最終的なところでの一つのたった一つの判断なので、そこに向かって出来ればいいマニュアルを作っていただきたいなという風に思います。

それで、ハンターさんという言い方を一口に言いますと、趣味の世界で猟銃の許可を取ってハンティングすると。いわゆる相手は鳥だったり、今だったらシカも入っているんだろうと思いますけども、その辺でのハンター資格を持って猟銃を撃っていく人方と、ずっと昔から我々の日常の生活環境の中で当然生活のところで熊の領域とのやり取りが農業だったり森林事業だったりの中でやり取りしていく中で、そこで人身被害を防いだり、いわゆる人の命を守るという点でもって昔からいたハンターさんっていたんですよ。それがある時から駆除があまりされなくなってしまってから、ぷつんと切れちゃって現在に至っていると。当町には、幸い色んな自らその思いを持ってやってくれているハンターさんがいるようなので、その方を中心にしてやっていけば、きっと良い形が組み立てられるのかなという風に私は思います。その辺のことで当然そうなってくると、そここのところに特化したいいわゆる駆除に特化した形でのハンターさんの身分的な保証とか様々なことについて、これまでのところをやっぱり抜本的に考えてあげるといいう言い方はおかしいですけども、考えなおしてきちっとしてやっていかないと、なかなか厳しいもの、今後の後継という問題も含めて大変になるのかなと思います。その辺のこの考え方をまず1点、町長はどんな風に考えているか。

8月29日かその辺りの新聞記事から見ていると、ハンターに対する雇用への交付金をとという言い方で載っていました。この交付金の中身はまだそれぞれ色々あるんだろうと思うけども、いわゆる会計年度の段階で町でもって雇用するところの援助するよとか、専門員とのやり取りがどうだとかっていう中がここの中で書かれているんだけど、その辺もまた有効に町の方でもって活用すると。

特に当町のところでもって、この人身被害あるということであれば、それなりの入口のところを道なり国なりの交渉が強烈な交渉が町長の姿勢1つで出来るんだろうなという思いがありますので、その風穴もしっかりと開けて近隣町村への影響も含めてやってほしいなと思います。

もう一つ更に、電気牧柵の関係なんですよ。4、5年ぐらい前にそれこそ民家の辺りをずっと熊が徘徊されて、相当ハンターさんの問題でも苦慮した島牧村の状況あったんだろうと思います。それで、ほとんどあの状況なら18キロというね、延々と要所・要所のところの施設、学校だとか公共施設だとかそれは山の方からずっとぐるっと囲うぐらいの電気柵。ただ、担当者の話を聞いていると、その財政的な負担が小さな私達のこういう自治体には相当大きな負担になっているという風な言い方もされていたので、その辺のことに係る配慮しながらですね、また、組み立てても必要かなという風に思います。

もう一点です。これは離れていることなので我々の生活圏の中でやることはいいですけども、当町で岩部開発のことを考えて計画してきましたよね今まで。今はもうあそこには全然人がいないと。そうすると、知床の状況を見ますと結局観光客だったりそういうレジャー施設等のところにも現実には相当苦慮しています。

ですから、その辺のことについても1回青写真作って計画をこれから組み立てていこうという段階に入っているんだろうと思いますけども、その辺のことについても対応が必要なんだろうと思います。

とりあえずその辺のことで、町長の考えを羅列いたしましたけれども、全体的なところマニュアル作することを前提とした基本的なところで考え聞かせていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

質問が多岐にわたりましたのでちょっと漏れがあると思いますけども、まず1点目は、本当に色々な事故がありますし、今回のようにヒグマの警報が発令されたりこの前はカムチャッカの方の津波、我々常に自分が就任以来気をつけていることはスピード感をもって行政を進める。特に災害時にはトップの判断が人の命を左右するという思いがずっと私思いの中にありますので、そのところについては無くすことなく、これからもしっかりと対応していきたいなと思っていますので、これまでは何とかできているのかなと。ただ、さすがに防災無線での放送については、今般、チラシでは一応しっかり思いを伝えましたし、コロナの時もチラシを配らせていただいて、広報でも毎月自分の思いは町民の方々に伝えているつもりですので、機会あるごとに町民の方々には自分の思いというかそういったものは知ら示していければという風に思っているところであります。

それで、ハンターさんについては本当に議員おっしゃるとおり色々な方々がいらっしゃいます。資格取得というか免許を取得されている方は多方面にわたっております。ただ、しっかりと熊を撃つためのハンター免許を取っている人と趣味を中心にしていての方と二つに分かれます。

それで、前回もですね町村長さん方と意見交換した時も、やはりしっかりと熊と向き合えるハンターさんが少ないんだと。実質、例えば免許を持っている方が10人いても実際熊と対峙できる人は2人しかいないんだとか、やっぱり各町もそこは悩みでありますし、福島町の場合は幸い今、私の同級生の道下さんがこれまでもしっかりと対峙していただいたし、新しい方もその後継として道下さんの指導の下に、しっかりと学んでいただいているという風に思っていますし、我々町の方の会計年度任用職員でも1人採用させていただいていますので、そういった思いの中でハンターの育成というのは大事ではないのかなと。

やはり資格免許があっても熊と対峙できなければ実際狩猟できないわけですから、それで我々としては、この前の北海道と町村会の意見交換会の中でも私ちょっと提言させていただいたのは、やはりハンターさんがしっかりと職業として俗に言う飯を食っていけるようなものにしていかなければ、これからはなかなか、いざ自分の仕事をもちながら片手間でハンターをやっているのでは、なかなか熊と対峙する人は育っていかないのではないのかなと。やはりしっかりと数は少なくとも熊と対峙できるような人を給料面でも色々な形で待遇改善していかなければ、これからはますます難しいのではないのかなという、ちょっと提言をさせていただいたのも事実であります。それは実現するかはどうかは難しいものもありますけども、そういったことも少し言わせていただきました。

それと電気柵について、先ほど言いました島牧村の夏井村長ともちょっと意見交換をさせていただいて、やはりあそこも大分苦慮して、その時にお話ししたのはやはり市街地をぐるっと囲むだけ我々は、羅臼の湊さんもそうですけども、我々はやはり以前からヒグマ対策が頻繁にまち歩き被災している状況があったので、市街地を囲むだけ何十キロにわたって電気柵をやったと。ただ、やはりそれは議員おっしゃるとおり相当な経費も要しますし、なかなかそこまでは我々今至っておりませんけども、ただこれからは色々な形でこれまで農作物だけを守るのではなくて、人の命を守るために電気柵というのは有効だということが証明されていますので、そのところについては先程来申し上げましたとおり、財政制度自体もしっかりと構築していかなければ我々のような小さな団体の中で、じゃあ実質財源を使いながらしっかりとやるかとなると厳しいものもありますので、私はできればこれからは、どちらかというと今までは環境省より農水省の方の予算制度の方が主軸でしたけども私は少し環境省の方でしっかりと人を守るための電気柵に対しての財政支援があってもいいのではないかという声も出させていただいていますので、その制度をしっかりとこれから多分北海道なり町村会を含めて国の方に要望しながら少し制度化されていくのではないのかなという期待をしていますので、そういった推移を見ながらしっかりと対応していきたいと思っています。

それと最後の岩部についてですけども、岩部についてはこの前残念ながら火災の関係で今住んでいる方々がいません。ただ、多くの方々が岩部クルーズを楽しみに岩部地区に訪れております。我々はそれを何とか交流人口の促進増加に繋げていきたいということで計画を立てさせていただきましたけども、コロナの関係だとか色々な関係で今少し、計画自体絵は描きましたけどまだ色が塗られていない状況にありますので、今回ヒグマの関係がまた新たに少し加わってきましたので、そういったのも含めながら、ちょっとまた角度を変えて我々としてはあの地区を何とか活用したいという私の思いもありますので、そこはしっかりと実現に向けてやっていきたいと思っておりますけども、ただ少しスローダウンする形でやらざるを得ない

状況にあるのかなという風に今、色んなところにまた違う予算を注ぎ込ませていただいている状況もありますので、そこについては少し全体的な総合計画の中でこういったタイムスケジュールができるのかなということをもう一回再構築させていただく形になろうかと思っておりますのでご理解いただきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

熊野議員、基本的に一問一答ということで、よろしくお願いします。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

まとめてなかなか答えづらかった部分もあると思いますけども、やっぱり危機管理そのものの視点というのが、これは今回の熊に関しては、まさしくその1点だったんだろうなという風にして私思います。様々に対応をこれからしていられると思いますけども、危機管理上の観点というのは本当に想定外なんですよね。今回の問題にしてもあり得ないという、こんなところに熊が出て来てどうなのっていう。林業と農業とか彼らの生息圏と私達の経済活動をやる範囲とそういうところとの重なっている部分でのそういうところに関しては対応の仕方が個別にやれるとは思いますが、全くまちの中に出て来られたんでは大変な状況になろうかと思えます。

様々なことの中でマニュアルを作りながら電気柵についてもやっていられると思いますけども、マニュアルを作る段階を待って、その結果を待って、また意見交換できたらなと思います。

電気柵について1点だけ。これは相当大変な管理が大変なことなので、これは経験上から申しますと、ほんの牧草1本があつた電気柵に触れるだけで放電してしまいますので、それはどれだけの距離あつても全く効果がなくなるという経験を何度かしていますので、その辺のことも含めてということはやっぱり草刈等の維持管理が非常に大変だよということで、その電気柵に対する工夫のところで、もう1回町長にお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

災害時のトップの判断というか、よく我々もトップの研修会行かれますと「想定外」という言葉がありますけど、そういう言葉は本来あり得ないんだと。トップとしては常に備えておかねばならないという言葉は植え付けられます。ただ、今回の場合は本当に想定外というか我々の想定を超えて事犯が起きたということでありますので、それについて皆さんの協力をいただきながら、特に町民の方々の大きな協力をいただいて、本当に各地で今あちこちで熊が出没されている中で福島町の報道が、事故後は随分、なんか最後になれば福島町でというのが出ましたけど最近では少し福島町が忘れ去られて、本州の方の福島でちょっとびっくりすることがあります。あんまり福島って出されるとまた福島かみたいな感じで迷惑しているところもあるんですけど、それから考えると、市街地では本当にピタッと個体を捕獲してからはなくなっております。

ただ、データを見ますと、今年もうすでに17頭ほど獲らせていただいて、例年平均ですと7頭ぐらいのここ5年ぐらいでは平均を越えて獲っています。それは取りも直さずしっかり対応ができているということと、やはりそれだけ熊が出ているということにも繋がりますので、これから皆さんご承知のとおり、山のなりものが相当悪いんだと、道下さんの言葉を借りると今年も少し山の方では熊が大変な食糧難という言い方がいいかどうかは別にして、たぶん食べ物を求めて出てくる回数が多くなるんだという風に、だからこそ我々が獲っている頭数も多くなっているんだと思いますけども、しっかりと油断することなく、この2カ月もまた町民の命を守っていければなという風に思っております。

そして、電気柵については本当に我々何をやってもそうなんですけど設置する時というのは意外と補助制度があつたりして色んな形があつて意外と容易にできるというか、ただ、この管理を維持していくということに段々つらくなってくる。維持費というのは意外と補助制度もありませんし、色んな形で手間暇がかかりますので、当然さっき言った電気柵でも草をしっかり除草してやっておかないと、設置した時の効果が全くなくなりますので、そのところは多少人手と職員の手間暇がかかることになるかもしれませんが、そこはしっかりとやはり設置して効果がなければ何も無用の長物ということになりますので、そのところについてはしっかりと民間の方々の業者の方々の協力も得ながら、当然また色んな形で町民の理解、

議会の理解をいただいて予算のお願いをする機会があるんだと思いますので、そういったのも含めて今回の事案が本当に我々としてはいい経験の一つになっているのかなと思いますので、これがまた近隣全国の範となるような形を我々もしっかりやっていければなという風な思いで今臨んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○議長（溝部幸基）

次に、5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長、教育長に質問させていただきます。

質問事項「若者の地元定着に向けた教育・雇用の連携強化について」です。

私は、過去に4回程度、若者支援や教育環境整備などを一般質問で議論、提案して参りました。今回はそれらを踏まえ、より具体的なキャリア教育と地元企業との連携強化について提案して参りたいと思います。

福島町では、少子化及び若年層の町外流出が進行し、地域の担い手不足が深刻化しております。特に福島商業高校卒業生の地元就職率は年々減少傾向にあり、進学後のUターンの限界もあると感じます。こうした状況を打開するためには、教育現場と地元企業、行政が連携し、若者が地域で働き、暮らすことへの魅力と実行性を高める必要があると思います。現実として地元企業雇用等促進事業により、卒業生を雇用した企業への助成制度を設置していますが、制度の認知度や活用率は低く、私は課題も多いと感じております。

それは地元企業と高校との接点が限定的であり、職業理解や地域産業への関心が十分に育まれていない点。また、若者の定着支援策（住宅、交流、キャリア支援等）が断片的で体系的な支援体制がないことが要因ではないかと考えております。

そこで提案として、①高校・町・企業による「地域キャリア教育推進協議会」などの設置を検討してみるべきではないか。

②地元企業による職業講話・インターンシップの定期化。

③雇用促進事業の周知強化と制度改善（定着支援を含む）。

④若者定着に向けた包括的支援策（住宅支援、地域交流、Uターン促進等）を検討、あるいは再考してみてもどうかと考えますが、ご意見を町長・教育長に伺います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、福島商業高校から町内事業所に就職した卒業生は、令和2年度から6年度までの5年で、卒業生52名のうち14名となっており、その割合は平均で26.92パーセントと決して少なくはない数値だと考えております。

道南うみ街信用金庫と郵便局は町内就職に含めておらず、これを加えると約3割の卒業生が町内へ就職しているものと推察しております。

福島商業高校では、毎年第2学年が町内事業所等で職場体験を実施しております。本年度も10月2日から2日間、町内14事業所において実施する予定となっております。

高校生が職業に対し興味関心を持つ大切な機会であり、実際に就職につながっているケースもあることから、円滑に実施できるよう教育委員会としても協力しております。

また、町内の産業や自然、文化を学ぶ地域学習も行っており、講師として町内の有識者を招いて講話も行っていただくなど、福島町に愛着を持つ人材の育成に努めているところです。

1点目の「地域キャリア教育推進協議会」ですが、必要性を感じるころではございますが、まずもっては関係者に参集いただき、事業所として困っていること、学校として要望したいこと、福島町としてどうすれば持続的な事業所経営、地域経済の維持ができるかなど、町長部局とも連携して話し合いの場を持

ちたいと考えております。

2点目の職業講話やインターンシップの定期化ですが、現状でも取り組みを進めており、教育課程の中で他教科の時数の関係から増やすことは難しいと考えておりますが、1点目の案件とともに福島商業高校と十分協議し、内容の充実に向けて支援してまいります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

私が町長に就任した際、町内事業所や関係団体との意見交換を実施したうえで、将来を担う人財の育成、地元企業等の事業の継続及び継承並びに雇用の確保を図るため、人財育成支援条例やがんばる地元企業等応援条例を制定し、町内事業所に対する支援を行ってきたところであり、その制度の中で福島商業高校の新卒生を雇用した事業所に対する支援により、若者の定着も図ってきたところでもあります。

3点目の、雇用促進事業の周知強化と定着支援を含む制度改善についてですが、雇用促進事業の周知に関しては、平成29年度からの制度化に向けて、町内事業所や関係団体との意見交換を経て、制度説明等を行ってきたところでもあります。また、年に一度ではございますが、町広報において福島町の様々な制度の特集記事に掲載し、周知を行ってきているところでもあります。

なお、旧制度である「がんばる地元企業等応援事業」を含め、13名の新卒生を雇用した町内事業所に対し支援を実施してきたところであり、制度自体は一定程度、認知されているものと考えております。

また、定着支援を含む制度改善についてですが、現行の助成金では、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労働災害補償保険に加入し就労した場合を交付の要件としており、安定した就労環境が確保されているものと考えております。

4点目の、若者定着に向けた包括的支援策の検討についてですが、これまで当町は、「ふるさと暮らし応援条例」、「高校生までの医療費の無料化」、「国に先駆けての保育料や学校給食費の無料化」など、若者、子育て世帯を中心とした定住・移住につながる施策を実施してきたところでもあります。

また、現在は定住向け町有住宅や定住促進住宅の整備を進めており、住環境の向上と合わせ、引き続き、若者・子育て世帯を中心とした定住・移住対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時57分）

（再開 12時57分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

教育長の答弁に対して、まずお聞きします。

まず、答弁いただきありがとうございます。

1点目の「地域キャリア教育推進協議会」の設置についてですが、この10月2日、2日間ぐらい町内14事業所において職場体験を行うという風に言われております。

また、町内の産業や自然文化を学ぶ地域学習も町内の有識者を招いて講話を実施しているという風なご答弁ですが、これは地元企業との接点を持つ探求学習というか高校の教育課程に組み込まれているものとして理解してよろしいのかなのか、まずお聞きしたいなと思います。

また、高校生がこの地域の課題をテーマに色んな方から話しを聞くということで、企業や町民との接点を自然に生まれてくる工夫もここで出来上がってくるものかなと思います。これも考え方変えれば探求学習の中に入ってくるということですから、これは一つのキャリア教育にあたるのではないのかなとこのように思うんですけれども、まずその考え方についてお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

おっしゃるとおりでございまして、この職場体験も、この地域学習も総合学習の総合的な学習の時間でやっております、その定められた教育課程のコマ数の中で取り組んでいるということでございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

この「地域キャリア教育推進協議会」というものを提案させていただいているんですけども、教育長の答弁ですと町長部局も同じようなものを感じていらっしゃるという風な文章で、共に考えていきたいというような文章書いているんですけども、事業所として困っていること、それから学校として要望したいこと、これらの代表の方に参集していただいて情報収集するという風に行っているやに見えるんですけども、これは参集しなくてもですね、事業所なり学校側にある程度要望というものを聞くということであるならば、もっとスピーディーにこの現況の状況を感じ取ることでできるんじゃないのかなとこのように思うんです。ただ1点、この文章の答弁の文章の方に「福島町としてどうすれば持続的な事業所経営、地域経済の維持ができるか」というのを書いておりますけども、教育長これってどういう意味なのかお聞かせ願いたいなと。どういう風にすれば町内の事業所が持続的な事業所経営や地域の経済の維持ができるのかというものを、どういう風に探求していくのかという風な考え方で結構なので教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

私、福島町に来て、どこの町でもそうなのかもしれないですけども、やはり一番の課題は人口減少問題だと思っております。ですけども、その対策とるにはやっぱり若い人に定着してもらうというのがやっぱり必要なことなんだと皆さん思っていると思うんです。

それで、やはりそのためには地域の企業というか経済で就職できる環境をつくっていただくというのが一番のことかなという風に思っております。そのためには教育部局ではそれはできないので、やはり町長部局、産業だったり企画だったりそこと連携しながら作り上げていかないと、企業の皆さまにもご協力していただかないといけないことかなと思っています。

本当に福島に来て感じるのは、今、昆布漁業は町長の冒頭のご挨拶でも申し上げたように、漁業が今元気づけてきていますから、そういう稼げるところに人が残ってもらうということも一つでしょうし、今、福島は青函トンネルがあって土木業とか電気工事業とかも僕は他の町に比べて強い企業があると思っております、そこもいかに、やはり今困りごととは従業員不足というか働き手不足なのかなという風に思っております、だから、そこに働いていただける人材がいると企業も続いていくし、福島町としても持続的なまちづくりができていくんじゃないかなという風な考えで、これを答弁書の方に書かせていただきました。

つまりもって、その地域課題探求学習も職場体験も何を目的にしているかという、もちろん職業体験というのはあるんですけども、我々としてはそれを契機に地域の企業を知ってもらって、福島の良さを知ってもらって、一人でも二人でも就職してもらって残ってもらいたいなという風な思いで、次の世代の人材育成というのが教育の方で求められている一番の役割かなという風に思っていますので、そこやはり町内企業経済との密接な結びつきで、最大の課題である人口減少問題に対処してまいりたいなという風な思いで、これを書かせていただいたところでございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

つまり持続的な事業所経営の運営というのは、あくまでもその経営主体ではなくてそういう環境、人材的な環境に対しての提案という形に受け取ってよろしいですね。

それで、地域の経済を維持・循環していくという捉え方の意味で書かれたということで分かりました。理解いたしました。

現在でもですね、この職業講話、職業の体験とかそういうものに入っていきますけども、職業講話とかインターンシップは定期的にやってらっしゃる。これは私の認識不足もあるかもしれませんが、やはりどうなのでしょう。他教科と時間数の関係からこの職業学校というのは、学校側と例えば教育委員会と探求学習に対する時間数の話し合いというのは、どの程度なされているものなのでしょうか。

例えば、そのインターンシップするにしてもある程度時間限られていますよね。それから職場体験するにしても、それから企業から来て話しを聞くにしても、それなりの学校側としては時間は割いていくと思うんですけども、この後段の方の教育長の答弁ですと、なかなか学校とその時間的な話し合いがうまくいっていないような感じがするんですけども、これをやはり職業を主とする高校と、一般は普通課程の英・国・数を主にした高校教育課程とやはり違ってくると思うんですよね。

どちらかというと、職業的な高校の場合は探求学習というかそっちの方におもむきを置いていかなきゃなんない。それが結局、福島町の場合は3割弱の方が就職にあたる決して少ない人数ではないという風に言っているわけですから、それだけ魅力を感じるような、その学習をするために教育委員会と高校とどの程度時間的な配分というのを話し合われているのかをお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

そこら辺が最も悩ましいところでございまして、あくまでもやっぱり道立高校でございまして、町の教育委員会としては北海道の方で決められた教育課程に物を申すというのはなかなかできないんです。

ですけれども、やはり今の福島町の現状と課題を申し上げて、福島商業高校の商業科という特性を考えれば、やはりその地域のことを知って、地域の職業を知って、地域の役立つ人材を育てていくというのがやっぱり今の福島商業高校の命題だと大きな課題と思っていますので、そこはお伝えすることはできるんですけど課題探求学習に何時間充てて、インターンシップに何日に充ててとかというのはあくまでも北海道教育委員会というか道教委というか高校の方のことでございまして、支援とか協力とかという風な言い方をしていますが、やはりそこぐらいしかできないんですよね。それは、北海道というか向こうの方で教育課程は決めることでございまして、ただ、我々としてもそれが町の実情もお伝えしながら、十分我々の役割を果たせるように、財政的な面でも人的な面でも支援して、先程来申しましたけども、一人でも多くの若者に残ってもらいたいという風な思いでこの高校の魅力化事業に努めているところでございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

道立高校だから厳しい、町立高校ならやりやすいという話に聞こえるんですけども、結果的には子ども達にそういう職場がどういうことをやっているのかということを経験してもらうということにするためには、やはり綿密に道立高校と地元のそれなりに地元が力入れている道立高校でございまして、そこら辺の話し合いをする頻度を高める努力はしていただきたいと思いますと思うんですよね。

それで、その頻度を高めるにあたって少ない時間の中で、ここからお聞きしたいんですけども、頻度を高めて少ない時間の中で、どのように効率の良い支援体制を行っていくのか。「誰に」ということですよ。それから、厳しい厳しいと言いつつまでそういう状況、ある程度そういうルールづくりをしていくのか。そこら辺ちょっと踏まえてお考えお聞きしたいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご指摘のとおりだと思うんですけど、今年も2日間、町内14事業所においてインターンシップ実施していくことになりますけども、就職というのは求人を出して、高校生が卒業生が求人票を見て就職希望を出すみたいなのが普通流れだと思うんですね。それで、僕就任してから社長さん方とお会いする機会たくさんございまして、都度、社長さん方に是非福島商業高校に高校生の求人を出してくださいということでお願いしております。

つまり、例えば土木業だと今までだと経験ある人が入ってきて事業をしていくって継続していくという

のが多分多かったと思うんですけど、これからはもうそういう中途の人材もなかなか少なくなると思いますので、高校生のうちに社員として雇っていただいてそこを育てていただかないと、なかなか途中で優秀な人材をとというのは難しいと思うんですね。ですから、そういう形で求人を出してくださいということをお願いしているところでございます。

ちなみに高校だけではなくて中学校の方でもインターンシップやっております、今年も1日間ですけれども町内中学生人数少ないものですから10事業所に行って、中学3年生もインターンシップ1日間やる予定になっています。中・高と高校生だけではなく、中学生からそういう機会を設けていった方がいいのではないかと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

中学校からもそういうインターンシップみたいな感じで職場の雰囲気というんですか、その状況的なものを感じとってもらおうという動きをしているということなんですけども、これはもうどういう風にしてその地域の事業所と子ども達との接点を持つ機会を点から面にしていくという機会にしようとしてご努力されているのかなとは思いますが。

今ですね、教育長答弁で3割ぐらいの方が就職されているという風に言っていますが、今、職業高等学校でもやはりその高校を出てすぐ、社会に行って通用するのかというような状況的には、事業所の内容もかなり高度化していると思うんですね。だから子供達の場合はそこら辺鋭く感じ取って、今高校を卒業しても自分の卒業してすぐ今の社会の状況ではもっとこういう高度化しているものがあるんじゃないかという考えを基にして進学するとか、それから違う専門学校に行くとか、という考え方が出てきてしかるべきだなと思うんですね。そういう方々を福島商業高校に来たんだから、すぐ卒業させて卒業してすぐ働けというのを誰にも言えないことで、進学して素晴らしい頭脳をつけるのは、この福島商業高校にいたからとか、どここの高校にいたからとかという基礎があってそういう考え方ができたってこれは大変喜ばしいことだと思うんですけども、それを戻ってきてくれという考えをやはり持たなければならぬと思うんですね。それで、あとで町長にお聞きしますが、戻ってきてもらうための生活環境なり何なりの整備をどうしていくかということらへんが私は今後必要じゃないのかなと。

教育委員会としてはそういう子どもさん達にそういう頭脳をつけてもらう、それから社会というものと地元の会社というものを認識してもらったなかで、高校卒業時点で働いてもらうなり、さらにそれを極めたいと思って専門学校に行くなり上の方に進学していくなり、そこまでは教育委員会の私は務めだと思うんですけども、それをいかに内容を充実して子ども達に提供していくかというのは、これからは教育委員会として対応して行ってもらいたいなとこのように思うんです。

先ほど探求学習と言いましたが、やはりどうなんですかね、今の子ども達に対して当町でも脱炭素というものに対して基本計画を作ってきましたけども、ましてや高校の駐車場のところにはエコカーなり何なり置いていますけども、この福島町で進める脱炭素のものに対しての探求学習というか例えばJ-クレジットみたいなものについて、今の職業を主とする高校生、職業学校としての高校生の環境教育としてどこまで脱炭素に関して事業を、せっかく今教育長とこういう話しする機会ができたのでお聞きしますが、でも高校でどこまで説明しているのか。それとも、どこかの機会で行っているのかお聞きしたいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ありがとうございます。脱炭素については先ほど行政報告で申し上げたんですけども、この7月27日から29日まで砂川でシロさんという化粧品会社と全面協力していただいて、環境問題を考えるワークショップを開催しました。シロさんという企業の希望で福島商業高校だけではなくて、道内ほかの高校さんも呼んで交流しながら切磋琢磨して環境問題を考えましょうみたいなワークショップを開催しました。

これは高校全員ということではなくて、希望する生徒、福島商業は3人だったんですけども他の高校から3校4人来て全部で15人でやったんですけども、このワークショップが本当に年々夏の暑さを皆さん感じていると思うんですけど、やはり一人ひとりが今環境問題についてできることを考えていかなけれ

ばならないということで三菱みらい財団さんの助成事業を採択していただきながら、まさにこの高校生プロジェクトのこれが脱炭素を考える機会になったんじゃないかなと思っています。

三菱みらい財団さんは3年補助していただくということの予定しておりまして、あと2年は少なくとも続けていきたい。ほぼ100パーセント補助でございますので続けていきたいなという風なことを考えております。

さらには、せっかく新潮学舎に太陽光、EV車、それを施設の中で使っておりますので、まさに脱炭素のモデル的な事業だと僕は思っていますので、それを何ていうか小中高校生に見ていただく機会も作っていききたいなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

脱炭素については、それはそれで進化して使っていかなきゃなんないでしょうけど、でも、使っていくというかそういう考えは必要だと思うんですけども、もう少し違う視点で福島町独自の考えというのがあってしかるべきなのかなとも私は思うんですよね。これだけの森林面積を有して、しかも養殖昆布でそれなりのブルーカーボンそういうものもやっているなかで、もっと脱炭素に関しては私は協力的に福島オリジナルみたいな感覚があって、これからどんどん今教育長の言われた方と意見を聞きながらやっていくんでしょうけども、そういうオリジナリティ的な発想というのは、やっぱり福島オリジナルと思うんですね。福島オンリーだと思うんですけども、それはある程度自分のベースで色々な情報を得ながら、そのなかでやっぱり福島バージョンみたいなものを、これは他町に先駆けて進めていけるだけの気構えというのは私は必要でないのかなと思っています。

話しなんですけども、この間ちょっと仕事で渡島支庁の方に行きましたら、何か地元のお仕事紹介フェアというのがありまして、これは渡島管内の注目企業が集まるということで、こういうチラシなんですよ。それで、市民会館で毎年やるんですね。組合なり色んな組合なり、それから銀行さんなり、それから企業なりが来て、ブースを設けて自分の会社の宣伝をするブースを設けているんですね。それで、どこの高校が出ているんですかって担当の職員の方に聞いたら、渡島管内ですからということで様々な高校からバスで市民会館の小ホールに来るみたいなんですけども、今年は知内高校も見学に行くというか、これは確かに地元の企業じゃないですけども渡島管内の事業所として参加している説明会に、やはりこういう高校生が町のバスを使ってこういう説明会に行っているということ自体が、やはり町自体就職に向けて、これは教育長の考えにはならないと思うんですけども、それなりのやっぱり対応をしていると。一昨年は確か大野農業さんもいらしてましたね。そういうような働きというのは、教育委員会としてご存知なのかどうなのか。また、来ていてもそれに参加していないのかどうなのか。そこら辺確認事項ということでお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

私自身は存じ上げませんでした。今のお話は高校さんの方にはお伝えさせていただきたいなという風に思っていますし、もし、行きたいということであれば町のバスとかそういうのは支援してまいりたいなと考えます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。色々な機会がやっぱり私はあってしかるべきだなと思うんです。結構幅広い範囲で高校の子ども達、態度悪いですけどね、はっきり言わしていただいて。将来、従業員になる態度かというのはありますけども、何せまだどこにも勤めていない高校生ですから、そういう態度でも結構なのかなとは思いますが、色々と私も見に行行って勉強になりました。

それで、町長にお聞きします。高校生、地元で安心して働き暮らしていくためには、やっぱり衣食住、生活基盤というのが私は大事だと思うんですね。これは決して雇用主だけの私は責任ではないと思うんです。むしろこの今行政と企業と教育機関とそれから福島町全体で連携しながら考えていかなきゃなんない

一つの問題かなと思うんです。

先ほど教育長にも言いましたけども、高校卒業しました、それで働きました。それはそのパターンはそのパターンでいいですけども、高校卒業しました、次の進学校に行きました、Uターンして戻ってきました。その中で新しい会社に勤めました。会社の仕事も覚えなければならない、生活もしなければならないと言った時点で、果たして働きやすい環境が今の状況でできているのかというところらへんが私の今一番聞きたいところなんですよ。

それが、いわゆる定住につながる1つかなと思っております。その定住に結びつくということは、そこで暮らして行く、そこで家庭を持つという1つのタイムスケジュールというか時間軸の中で進んでいくものだと思うんですけども、町長自体この学生時代から卒業して働くにあたって何も心配なくスッと働いて生活していったというパターンだったのか、それとも、自分が働くうえで全く違うところに行って仕事も覚えなければならない、生活もしなければならないという不安な状態に陥ったことがあるのかなのか。私は誰しもあると思うんですよ。例えば、町長は地元ですから、働くにしても親と一緒に暮らしていれば食う心配ない寝る心配ないという状況の中でやってきていると思うんですけども、実際に旅から来ている子ども達とか戻ってきた子ども達が戻りやすい環境というのは、これからやはりそういう社会基盤整備って言うんですか、卒業して働く場所、それからUターンして帰ってくる、働く、その空間のところら辺をやはりフォローしていくことが定住に繋がるんじゃないかなと私は思うんですけども、そこら辺どうお考えなのか、考えをお聞きたいなと思うんです。町長の実体験も踏まえながら、町長は困ったことないと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

個人的なことで大変あれなんですけど、私、漁師の子供として生まれまして、実は兄がおったんですけど小学一年生の時に亡くなりまして、あとは上が女の兄弟4人なものですから、ほぼほぼ旅の方に出てましたので自分が結果的に地元に残ることになるのかなという思いはしていたんですけども、ただ、実際は私魚が苦手なものですから漁師はまず無理だなと。親が一度自分の船に乗せて、当時ホッケ網の船頭をやっておりましたので、自分の息子が漁師に向いているかどうか1回船に乗せて連れて行ったんですけども、白神の沖で私船酔いしまして、網も入れないで帰ってきた経験があつて、これで駄目だなということうちの親父は船を手放したという経験がございます。

そういったなかで、姉の方の紹介で本当は三菱銀行の方だというお話もちょっといただいたんですけども、親としてはやはり1人しかいない男を地元からということがあつて、じゃあ何をするかということ、高校生の先生が役場にでも入ったらどうだということで試しに試験を受けてみれと言ったら、偶然ギリギリの線で引っかかりまして、今の職を得ているような状況であります。

当時はまだ結構厳しい時代というか今みたいに引手数多の時代ではなくて、やはり就職を探すのに苦労した時代でありますので、同級生はほぼほぼ、商業高校ですからね地元の高校を出て大体渡島信金とか北陽銀行だとか銀行系だとかそういったところに多くの方進まれたのかなという気がします。

そんなことで私の時はあまり極端に真剣に考えたと言えば怒られますけども、あまり他意なく就職を決めた経緯がありますので、ただ、高校に至っては厳しい状況、人口減少の中で今どちらかというと売り手市場と言いますか、結構引手数多なものですから、結構やはり良い条件の中で地元を飛び出して行かれる方も多いのかなという風な気がしております。

ただ、我々今色々な形で地元の企業とも連携をしながら色々な制度を作らせていただいたなかで、福島商業高校から地元で就職されている方も相当いるやに伺っておりますので、そういったところをまたしっかりと制度を活用しながら地元の企業の人手不足を補うような形を我々としてはこれからもとっていかないと、ますます人口減少が進んでいくという風に私は認識をしておりますので、そういったことをしっかりと地元と連携しながらやっていければなという思いをしているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。過去が聞けて、思わず「ああそうなんですか」という感じなんですけども、そ

れはさておきまして、やはり、私はどこの町もやっていないと思うんですね。

働く場所が決まりました、生活しました。でも、そのちょっとした期間ですよ。半年でも仕事に慣れるまで生活に慣れるまで。これは例えば外国人実習生を町内に呼びました。寝床は用意しました、ありますよ。食べるものは自分で作ってくださいね。じゃあ何をどういう風を買えばいいのかとかそういうところから始まると思うんですね。ある程度慣れるまでの間。

これは、就職をし始めた例えば町内の子ども達だと親の側に居ますから親から物を貰ってきて食べる。自炊するにしても何かしら毎日カップヌードルというわけにはいきませんからそれなりに食べるんでしょうけども、その軌道に乗るまでの間をいかにフォローしてやるか、これはやっぱり町の優しさだと思うんですね。そこら辺を町内の高校生だけじゃなくて、町外にもこの福島町はそういう福島町で働けるということはそういうことも町はやってますよというところら辺がやっぱり定住に繋がるとかそういう感じのまちづくりというのが私はこれから必要ではないのかなと思うんです。

これはどうなんでしょう。私の記憶ではどこもやっていないと思うんですよ。結局そこら辺は勝手にやれという感じ。もう我々の感覚にしてみたら、働いて生活するのは当たり前だべという感覚ですけど、今の高度な子ども達にはやはりある程度そういう今まで手取り足取りやってきた子ども達には、やはりそういう条件というものも提示して町に戻ってきてもらうとか町内で働いてもらうとかという施策をやはりこれから検討していかなければならないのかなと私は思うんです。そこら辺も踏まえて、「いや、そうじゃないだろうと、そういう甘いことでどうするんだ」と町長がもし考えるなら、それはそれでいいでしょうけども、私は今までいっぱい色んな補助なり何なりで、ほんわかした子ども達を社会にドンと出してやっていけるのかというのがまず第一の不安なんです。それだったら、社会で事業所で揉まれる前に、ある程度真綿で包んだ真綿をある程度解放して社会に出して、色んな風当たりがあっても何とかやって定住していけるような状況にすんなり運べないものかなと思うんですけどもそこら辺の考え方、例えば住むところで空家を利用して今の子供達の場合はシェアハウスというのがあって共同生活でも何でもできる。それが一つのコミュニケーションの場として使っていけるとも聞いていますけども、そういうような町としての対応というのはどうなんでしょうね。必要だと私は感じるんですけども、まずお考えを聞きたいということ、それから就職し始めての生活用品なり何なりというものに対して、やはり特別に地域商品券をこういう風に出しますよとか、それから生活の支援をこういう風にしますよというのは、やはり他町に向けてでも当町としても発信する時かなと思うんです。こういう好条件がこの町で働いてくれれば、こういう好条件で町は迎え入れますよという考え方は何かの施策に似ていると思うんですけども、そこら辺もお考えお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ほんわかかどうかは別にしても、すでに福島町の場合は色んな形で私就任してから今議員おっしゃるようなことは手掛けてきているつもりでありますし、一例を申し上げますと、地元企業雇用促進事業というのがありまして、このところでは地元で例えば福島商業高校の生徒を就職していただいた企業には100万円を交付するとか、例えば外国人材、特に縫製工場だったり福島でいくと加工場さんが人手不足の時に外国人材を雇用したいと、そういった時にやはりきっちりと給与を支払いするのに少し、どうしても加工屋さん1つ捉まいていくと地元の方を雇用した場合は、本当に稼働時期しか給料払わなくて大体失業保険なんですけど、外国人を雇う場合12か月雇用しなければならないという条件がありましたので、そういった声を聞いて、じゃあその失業にあたる3か月を町で助成しましょうということで確かあの時月10万の30万ぐらい今でも助成する形で人材確保しているという状況もございます。

また、農業だったり水産業にあってもなかなか手不足がいけないということ、そういったところで人材育成なりそういった担い手という形の中で、農業の場合は特になり手がいけない、漁業者に比べて手がいけないということで、かなり手厚い助成を月額20万の3年間助成して独り立ちするまで応援しようという制度もありますし、漁業者であれば漁業権を取得するのに一定程度の金額が掛かりますので、そういったのを例えば30万助成するという形で、例えばUターンなりIターンしてくる方で地域に根ざしたい方を応援するという形をしていますし、また、色んな形で産業活性化サポートということで先ほど言いましたとおり高校卒業してもすぐじゃあそういったところの専門学校以外であれば資格取得がなかなか難し

いという形の中で、我々としてはその企業がその子どもさんに対して資格を取得させて、長く地元で仕事していただくというところに応援をして制度をつくりました。

これは本当に大変多くの方々に資格取得してスキルアップして地元根付いていただいているのかなという形で、色んな形で我々としてはしっかり制度をつくっているところでありまして、また、住むところについても定住促進なり住宅奨励という形で制度を確立してございますので、そういったところで地元に来て住むところの心配もないような形でやらせていただいています。

ただ、なかなかやっぱり全体周知が我々も走りの頃はやはり積極的にPRはしますけども、年数が経つてくるとなかなかそれが当たり前のような状況になって周知が足りないのかなという思いを今、一般質問を受けて感じているところでもありますけども、ただ、我々としてはそういう制度に乗って地元で一生懸命頑張っているお子さん達がいらっしゃいますので、そういったことをもう少し地元の企業とも連携しながら、また、先ほど意見もありました高校とも連携をしながらやっていきたいと思っておりますので、ただ、先ほど教育長もお話ししてましたが、やはりうちの高校が道立高校という形で知内さんみたいに町立高校だと色々自分の手を染めれることがあるんですけども、私も実際、全国募集するにあたって道の教育委員会と掛け合ってきた経緯がありますけど、なかなかやはり我々が手を染める範囲が少ないなかで、何をやるのかなということについていつも苦慮している状況でありますので、その辺も少し理解していただきながら、これからやっていきたいという風には思っております。

ただやはり、そうは言ってもやっぱり厳しい状況には変わりありませんので、我々としてはしっかり福島商業高校の子ども達が地元で雇用されるような形を一生懸命促進しますし、また、色んな形で旅から一度旅に出て戻ってくる子ども達にもそういった場所を提供していきたいと思っておりますし、また、やはり地元の企業も人材不足ということは声として伺っておりますので、そういったことをしっかりサポートできる、今ある制度を有効に活用し、また、それ以外でも新たな変化とともに必要なものがあれば、それは臆することなく我々としてはしっかり制度を確立して、一人でも二人でも地元に残っていただけるようなことに努めてまいりたいという風には思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

全くお恥ずかしい話で今町長言われているのが全くその通りでございます、これだけ充実している中で、やはり私も忘れてっているのか、全然その状況が自分で可決はしておいているんでしょうけども忘れてしまっているということに、この一般質問のことについて恥ずかしい思いもして聞いていました。

確かに充実していると思います。けど認知度は低いのかなと。それはなぜかという、やっぱり時間の経過とともにそういう恩恵に対して当たり前だという気持ちがまずあることと、それ自体を忘れてしまっているということもあるかもしれません。一方、情報そういうものを提供する方としては、やはり常に斬新な考えで発信していかないと私みたいな輩が出てきてこういう質問をするということにも繋がりますので、福島町としては充実した内容で子ども達にフォローしていくと。やはり、でもって言い方おかしいですけども子ども達にはそれだけ愛情を注いでいるんですから、やっぱり地元に戻ってきてよというのが本音なんです。そこで働いてくださいよということですね。

やはり今はもうYouTubeだのSNSみたいな感じで情報発信というのが出ていますから、どうなんでしょうね。飛び跳ねた考え方になるかもしれませんが、教育長、地元で働いて新卒の子ども達が今地元でこういう風な会社で1日こういう風に暮らしていますよみたいなものを発信できるようなアレがあれば、マニュアルで育った子ども達はある程度安心して自分もこういうところで暮らしていけるのかなみたいな感覚もできると思うので、それは1つの私の考えとして聞き流していただきたいんですけども、やはり情報発信というか、福島町の魅力なりそこで働くものの意義なりというものを、もっと町の環境整備も整ったなかでやっているんだということを発信していただきたいなと思って、質問を終わりたいと思いません。どうも、ありがとうございました。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

ありがとうございます。

私も議員と同じような考えを持っていますし、やっぱり当たり前にある日常がよく忘れがちになるというか、やはりその時々刺激なり変化というのは必要なかなと思っていますし、私も就任以来、一番先に多分がんばる地元企業応援条例というのを皆さんやらせていただきました。それはやはり地元の企業が色んな形で大変な状況の中で少し町として応援しようと。ただ、多分もう名前は皆さん忘れていますが、この条例はチャレンジスピリットという形で変化させて、ちょっと形は違いますが継続しているような状況のものもあります。

私はやはり時代・時代に合った制度というのが必要だと思うんですね。やはり一度作ったからそれで満足するということは私も考えておりませんので、しっかりと色んな皆さんの声を聞いて、それに応じたような制度設計というのは必要だと思いますし、それにはやはりしっかりと作ったものを使ってもらうということが私大事だと思うんですね。それが、地域として発展・貢献していくんだという風に思っていますので、そのところをどうしても我々弱いところは、その周知なりそういうPRが少しマンネリ化して、当たり前に制度あるから使ってくれるんだらうという少し安心した考えを持っているところもあると思いますので、今日の質問をいただいて、しっかりそのところは反省すべき点は反省しながら、ある制度をしっかり活用して地元の企業なり子ども達がしっかり成長を育むようなことを我々としてもやっていきたいという風に思っていますので、また、もしもそういったご意見があれば声を届けていただければ有難いと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時45分）

（再開 13時57分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第20号 福島町の休日を守る条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第20号 休日を守る条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第20号 福島町の休日を守る条例の一部を改正する条例。

福島町の休日を守る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の5ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

年末年始の休日については、国及び北海道が12月29日から1月3日としているため、近年、道内の市町村においても同日にする傾向にあります。

また、渡島管内の市町においても、既に改正又は今年度改正予定となっており、当町としても今後の円滑な行政事務を図るため、当条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

（1）福島町の休日の変更（第1条関係）。

12月31日から翌年1月5日を、12月29日から翌年1月3日に変更するものでございます。

(2) 関連する条例の改正(附則関係)。

当条例の改正に伴い、勤務を要しない日等を同じ日に規定している2つの条例についても、附則において併せて改正いたします。

関連条例については、①職員の勤務時間、休暇等に関する条例。②福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

3、施行年月日については、公布の日から施行いたします。

なお、議案の5ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

道内でも今回、要は12月31日から1月5日の部分が、12月29日から1月3日になったとこれは理解するのですが、当町において年度明けイベントごとと行事ごと、その辺の対応はどうされるのか。

要は、今回12月29日から1月3日であれば、当町であれば要はイベントごとと行事ごとの変更等なり、もしくは従来通りやっていくのか、それこそ休日対応になるのか、その辺もあるので確認だけしておきたいと思います。

○議長(溝部幸基)

小鹿浩二総務課長。

○総務課長(小鹿浩二)

年始の行事については通常の1月4日の出初式、1月6日の新年交礼会ということで、今確認しているのは4日の日の出初式はそのまま従来通り。新年交礼会につきましては先般商工会長とも話しする機会がありまして、それは5日にするか6日にするか商工会の休みもありますので、その辺は今後詰めていきたいと思いますので、決まりましたらお知らせします。

○議長(溝部幸基)

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第20号は可決いたしました。

◎議案第21号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第21号 議会議員・町長の選挙における選挙運動の公費負担条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の7ページをお開きください。

議案第21号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の6ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、当条例の限度額についても同様に引き上げるため改正をするものです。

2、改正の内容。

選挙運動用ポスターの作成の公営（第8条関係）で、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改正するものであります。

3、施行年月日。

公布の日から施行いたします。

なお、議案の7ページから8ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第21号は可決いたしました。

◎議案第22号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第22号 水道事業給水条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の9ページをお開きください。

議案第22号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月16日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、資料2の7ページをお開きください。

1、改正の理由。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給水管の破損が多発し、指定給水工事事業者の確保が困難な状況となり、復旧までの期間が長期化しました。

こうした事態を踏まえ、災害など非常時に給水装置の早期復旧を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とする条例改正について国土交通省から技術的助言があり、これを受け当町においても条例を改正いたします。

2、改正の内容。

（1）災害など非常時に給水装置工事を施行できる者の追加（第8条関係）。

災害など非常時に、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とする文言を追加します。

3、施行年月日。

この条例は、公布の日から施行します。

議案の9ページに条例の条例改正の前後表がございますので、ご確認ください。

以上、議案第22号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第22号は可決いたしました。

◎議案第23号 第6次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第23号 第6次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

議案の11ページをお開きください。

議案第23号 第6次福島町総合計画の変更について。

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年9月16日提出、福島町長。

議案の12ページから18ページまでは、前期実施計画の新旧対照表となっております。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきますので、別冊2の8ページをお開き願います。

1、変更の目的。

令和7年度福島町議会定例会6月会議において議決された本計画について、令和7年度の事業内容に変更が生じたため、第6次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更するものであります。

2、前期実施計画の変更。

前期実施計画について、事業件数117件、事業費総額53億4,140万円となっているものに、新規2事業に係る事業費4,870万円を増額、変更の生じた3事業に係る事業費を8,950万円増額し、総事業費を54億7,960万円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は、国・道支出金が810万円の増額、地方債が8,700万円の増額、その他が3,100万円の増額、一般財源が1,210万円の増額となっております。

（1）総事業費等の変更についてですが、ただいまの説明を表にしたものとなっております。

9ページ（2）変更区分の概要については変更理由ごとに、次の10ページの（3）施策体系別の変更については基本方向の項目ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

11ページをお開き願います。

（4）事業費等に変更が生じた事業について、ご説明いたします。

事業名が地域経済緊急支援事業ですが、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響に加えて、市街地へのヒグマ出没により町内経済に深刻な影響が生じており、これらに対応するため町民1人あたり1万円の地域商品券を発行するもので、令和7年度事業費が3,650万円の増額となっております。

なお、当該事業の実施にあたっては、国の令和7年度一般会計予備費使用の閣議決定を踏まえた重点支援地方交付金のほか、その他財源としてふるさと応援基金を活用して実施するものでございます。

次に、認定こども園福島保育所改修事業ですが、現在砂利敷きとなっている駐車場の舗装工事を追加するもので、令和7年度の事業費が4,900万円の増額となっております。

なお、当該舗装工事の実施にあたっては、現在実施している保育所本体の改修工事と一体の事業として

実施することにより、過疎対策事業債の活用が可能となるものでございます。

次に、町営住宅長寿命化等事業ですが、昭和60年度に整備した丸山団地の内装改修に向けた実施設計業務の追加によるもので、令和7年度の事業費が400万円の増額となっております。

12ページをお開き願います。

(5) 新規に登載となった事業についてですが、このあと政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長からご説明いたします。

なお、このたびの変更につきましては、8月28日に開催した令和7年度第2回福島町総合計画審議会において、ただいまご説明いたしました変更の内容及び新規事業の登載について承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、第6次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

最初に、ナマコ稚仔放流事業、14ページになります。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、産業課所管の新規事業について説明いたしますので、説明資料の14ページをお願いします。事業計画名、ナマコ稚仔放流事業でございます。

現状の認識は、漁家経営の安定化を図るため、ナマコ資源の維持と増大を目指す必要がございます。

政策等の発生源につきましては、対象はナマコで、意図はナマコ資源の増大でございます。

事業計画は、ナマコ稚仔放流事業を3か年の試験事業として各年3万個の稚仔を放流予定ですが、令和7年度については20ミリ稚仔を5千個、30ミリ稚仔については2万7,500個を放流する予定でございます。また、ナマコ育成礁を20基設置するものでございます。

財源につきましては、計画額570万円で、道支出金150万円、本定例会で補正計上している地域づくり総合交付金を見込み、残り420万円が一般財源となります。

以上で、産業課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

総合体育館屋内消火栓設備改良事業について16ページになります。

石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、教育委員会所管の新規事業についてご説明いたします。

説明資料の16ページをお開きください。

事業計画名が総合体育館屋内消火栓設備改良事業でございます。

現状の認識は、当該設備は消防法に定める設置義務機器であるが、現在設備不良のため災害等有事に対する備えが不十分な状況にある。

政策等の発生源については、対象を総合体育館屋内消火栓設備及び利用者に。

意図として、設備の更新改修を行い、有事に備える。

事業計画は令和7年度から令和8年度で、令和7年度工事実施設計、令和8年度改良工事、令和7年度の事業費は300万円、令和8年度の事業費は3,500万円となっており、財源につきましては全額地方債で緊急防災減災事業債となっております。

なお、今年度実施予定の工事実施設計につきましては、本議会の補正予算として計上して申し添えます。

以上で、教育委員会所管の新規事業の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第23号は可決いたしました。

◎議案第24号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第24号 過疎地域持続的発展市町村計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

議案の19ページをお開きください。

議案第24号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

福島町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年9月16日提出、福島町長。

議案の20ページは新旧対照表となっております。内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきますので、別冊2の18ページをお開き願います。

1、変更の目的。

令和7年度定例会6月会議において予算補正した、新たに過疎対策事業債の充当を計画した新規事業等が発生したことから、福島町過疎地域持続的発展市町村計画を変更するものであります。

2、変更の内容。

福島町過疎地域持続的発展市町村計画に、次の事業を追加するものであります。

下の表をご覧ください。

持続的発展施策区分、2、産業の振興に、事業名（施設名）、（4）地場産業の振興加工施設を追加し、事業内容としてウニ種育苗育成センター改修事業・コンブ加工製造施設として活用するための改修、これを登載するものでございます。

なお、このたびの計画の変更につきましては、7月3日付けで北海道知事に対して協議を申し入れ、7月10日付けで北海道知事より異議が無い旨の通知をいただいております。

以上で、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第24号は可決いたしました。

◎議案第25号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第25号 北海道市町村総合事務組合規約の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の21ページをお願いいたします。

議案第25号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和7年9月16日提出、福島町長。

変更の内容について説明いたしますので、説明資料の19ページをお願いいたします。

1、提案の理由について。

当組合を構成する団体のうち、江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することに伴い、規約の一部を変更しようとするものです。

2、内容について。

下記の規約新旧対照表のとおり、別表第1及び別表第2から江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものであります。

3、施行期日について。

北海道知事の許可の日となっております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第25号は可決いたしました。

◎議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の23ページをお願いいたします。

議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

令和7年9月16日提出、福島町長。

変更の内容について説明いたしますので、説明資料の21ページをお願いいたします。

1の提案の理由及び2の変更の内容は、先ほど議決していただいた議案第25号と同様ですので、説明は省略させていただきます。

3、施行期日。

総務大臣の許可の日からとなっております。

以上、議案第26号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
議案第２６号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２６号は可決いたしました。

◎議案第２７号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第１２ 議案第２７号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の２５ページをお願いいたします。
議案第２７号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。
地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更する。
令和７年９月１６日提出、福島町長。
変更の内容について説明いたしますので、説明資料の２２ページをお願いいたします。
この規約変更についても、１の提案の理由及び２の変更の内容、３の施行期日については先ほど議決していただいた議案第２６号と同様ですので、説明は省略させていただきます。
以上、議案第２７号の説明を終わります。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第27号は可決いたしました。

◎議案第28号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第28号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の27ページをお願いいたします。

議案第28号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度福島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,819万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,762万1千円とする。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月16日提出、福島町長。

はじめに、「第2表 地方債補正」について説明いたしますので、31ページをお開きください。

第2表 地方債（追加）でございます。

起債の目的は、老人福祉施設整備事業債が、限度額340万円。総合体育館屋内消火栓整備事業債230万円の追加で、記載の方法・利率については記載のとおりとなっております。

32ページをお願いいたします。

地方債補正（変更）でございます。

認定こども園福島保育所整備事業債について、4,900万円を追加し、1億6,030万円とするものであります。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の23ページをお願いいたします。

起債補正のうち、老人福祉施設整備事業債と認定こども園福島保育所整備事業債については過疎対策事業債、総合体育館屋内消火栓整備事業債は緊急防災・減災事業債で、充当率、交付税算入率等は記載のとおりとなっております。

それでは、補正予算の歳出から説明いたしますので、28ページをお願いいたします。

説明につきましては増減が大きいものを中心に説明いたしますので、予めご了承願います。

はじめに、中段の2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様に、120万7千円の追加は、主に特別職の旅費の不足見込によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

7項1目財政調整基金費、事務事業予算名も同様に、6,100万円の追加は、繰越金の2分の1以上を基金に積立てるものでございます。

次の段の、7目公共施設維持保全基金費、事務事業予算名も同様に、3千万円の追加は、安定した公共施設維持保全を図るため積立てるものでございます。

次の段の、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、事務事業予算名、障害者福祉事業費、585万円の追加は、障害者日常生活用具給付の100万円の追加。障害者介護給付費等国庫負担金の前年度分返還金でございます。

30ページをお願いいたします。

上段の、4目老人福祉費、事務事業予算名、老人福祉施設整備事業債、840万円の追加は、陽光園の

介護用電動ベッド20台の更新と、デイサービスセンター陽光園の浄化槽設備改修に係る補助金となっております。

次の段の、7目後期高齢者医療費、事務事業予算名も同様で、107万9千円の追加は、前年度の負担金額の精算による追加でございます。

31ページをお願いいたします。

2段目の、2項3目保育所費、事務事業予算名も同様で、225万円の追加は、広域入所に伴う負担金の追加でございます。

次の段、事務事業予算名、施設維持管理費、4,900万円は保育所の駐車場の舗装工事の追加となっております。詳細については、私の説明の後に町民課長より図面にて説明いたします。

32ページをお願いいたします。

下段です。

4款衛生費、1項3目環境衛生費、事務事業予算名も同様で、140万円の追加は、三岳地区の不法投棄に係る廃棄物処理手数料の追加でございます。

33ページをお願いいたします。

中段の、2項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で、121万4千円の追加は、衛生部門の負担金按分率の確定によるものでございます。

次の段、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、事務事業予算名も同様で、50万円の追加は、農業協同組合活動推進助成金の追加となっております。

34ページをお願いいたします。

上段の、事務事業予算名、有害鳥獣処理施設管理運営費、250万2千円の追加は、有害鳥獣処理施設前の舗装工事の追加が主なものでございます。

2段目の、4目熊等による被害対策費、事務事業予算名も同様で、377万6千円の追加は、電気牧柵等の備品購入費が主なものでございます。

35ページをお願いいたします。

2段目、3項2目水産振興費、事務事業予算名、ナマコ稚仔放流事業費、595万円の追加は、先ほど総合計画の変更において説明しておりますので、説明は省略いたします。

次の段の、事務事業予算名、養殖コンブ製品生産拡大支援事業費、240万円の追加は、養殖コンブ製品生産拡大支援の事業の補助金となっております。

下段の、7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名、地域経済緊急支援事業費、3,593万7千円の追加は、ヒグマ事故に伴う地域経済の低迷を解消するため1人1万円の地域商品券を発行するものでございます。

36ページをお願いいたします。

5目横綱の里づくり費、325万5千円の減額は、九重部屋夏合宿の中止に伴うものでございます。

次の段、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様で、180万円の追加は、町道修繕費120万円が主なものでございます。

37ページをお願いいたします。

4項3目住環境整備事業費、事務事業予算名、空家等対策支援事業費、60万円の追加は、空家等除却補助金1件分の追加となっております。

次の段の、5項1目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅整備事業費、200万円の追加は、町営住宅の小破修繕費となっております。

次の段、事務事業予算名、町営住宅長寿命化等事業費、400万円の追加は、丸山団地S60年棟の内装改修工事実施設計委託料でございます。

次の段、9款消防費、1項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で、146万9千円の追加は、広域事務組合の消防部門に係る負担金按分率の確定等に伴うものでございます。

38ページをお願いいたします。

中段の、10款教育費、2項1目学校管理費、事務事業予算名、各学校校舎営繕事業費、67万6千円の追加は、福島小学校の職員玄関前滑り止めマット等の修繕でございます。

次の段の、5項2目総合体育館運営費、事務事業予算名、総合体育館改修事業費、230万円の追加は、

先ほど総合計画の政策調書で説明しておりますので、省略させていただきます。

３９ページをお願いいたします。

上段の、１２款諸支出金、２項１目繰出金、９９７万４千円の減額は、診療所特別会計に係る繰出金の減額となっております。

次の段、１３款職員給与費、１項１目職員給与費、事務事業予算名も同様で、１６７万８千円及び、次の段の２目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様で、３１１万１千円の追加は、いずれも職員の異動や共済組合負担金率の確定に伴うものでございます。なお、人件費の補正に伴う給与費の詳細については、議案の５９ページから６０ページに給与費明細書を添付しておりますので、確認をお願いいたします。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、２４ページをお願いいたします。

上段の、１０款地方交付税、１項１目地方交付税、１億３８０万７千円の追加は、普通交付税本算定の確定に係る追加でございます。

２段目、１３款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金、４２４万７千円は、地域経済緊急支援事業に係る補助金の追加でございます。

次の段の、２目民生費国庫補助金、５０万円の追加は、日常生活用具給付に係る補助金の追加でございます。

２５ページをお願いいたします。

３段目、１４款道支出金、２項４目農林水産業費補助金、１５０万円は、ナマコ稚仔放流事業に係る補助金の追加でございます。

次の段の、１７款繰入金、１項１目介護保険特別会計繰入金、８２万９千円の追加は、前年度分の精算額確定によるものであります。

２６ページをお願いいたします。

２項１目財政調整基金繰入金、１億８７万３千円の減額は、今回の補正に係る財源調整による減額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は２億８，６１１万５千円となります。

次の段の、４目ふるさと応援基金繰入金、２，９３０万円の追加は、「高校生プロジェクト実行委員会」補助金の財源繰替と地域経済緊急支援事業の繰入金の追加でございます。

次の段の、１８款繰越金、１項１目繰越金、１億２，１００万円の追加は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次の段の、１９款諸収入、５項１目雑入、２８５万８千円の追加は、会計年度任用職員の新規採用による加入者積算の変更に伴う負担金の追加と、２７ページ「高校生プロジェクト実行委員会」への補助金の追加でございます。

２７ページ、引き続きいきます。

２０款町債については、先ほど第２表で説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第２８号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

施設維持管理費、議案説明資料の４０ページになります。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、施設維持管理費の認定こども園福島保育所改修工事について、ご説明いたします。

赤でマークされた部分、保育所前面の現在砂利敷きとなっております駐車場を舗装するもので、舗装面積は２，１３６平方メートルでございます。

舗装後は、乗用車５６台、大型バス３台、計５９台の駐車を想定しております。

以上で、工事概要の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6 番木村隆議員。

○6 番（木村隆）

35 ページになります。養殖コンブ支援事業費について、事業者に補助金を240 万交付するということですが、具体的にどういった理由があって240 万という積算で交付しなければならないのか。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

コンブ養殖の製品の部分につきましては、ユニセンターの改修によって施設をお貸しすることになると。そういう部分に対して、今やっておりますコンブの裁断それと今むすびコンブがシーウィードさんの方で順調だということで、その部分の2 つに対する支援ということで240 万を積算してございます。以上です。

○議長（溝部幸基）

6 番木村隆議員。

○6 番（木村隆）

つまり、どういうことなのでしょう。具体的にコンブの裁断の何か機械を買いたいからそこに対して交付することなのか、はっきり見えないんですね。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

この結びコンブの部分が先ほども順調だという話し申したんですけど、ここがヤマザキさんの方でも今決断の時だということで、今そこに大分力を入れて事業を進めていると。今現在では、乾燥は生コンブ終わって、今そういう結びコンブの時期ということでやっているんですけど、そこを生産するにあたって、例えば函館の方からでも人材の派遣とかで人を入れ込んで事業をどう発展させるかという部分をやっておりまして、その見合いの部分についても若干の支援をするというような積算でございます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

36 ページ、横綱の里づくり事業費という部分で325 万5 千円減額ということですが、今年に限っては痛ましい事故、熊による被害によって影響があったと思うのですが、来年度に向けてこの辺の交渉等はされていくのか。要は、今年に限っては、致し方無いという状況はわかるんですが、来年度に向けての交渉なり、要は今回力士が来れないことによって結構町内に関しても色んな観光客もだいぶ減っていると思うんですね。来年度に向けての取り組みってその辺どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

九重部屋の夏合宿はうちの夏の風物詩ということで言われていますけど、今回も残念ながら熊で中止ということになりましたけど、町長が今月千秋楽にまたパーティーに参加して、親方と協議して来年の継続的な合宿の誘致ということでやる予定でいますので、親方の方から今回熊で来れなかったけど、来年も引き続きという内々は貰っているんですけど、しっかり説明等して行って来年来ていただくような取り組みをしてまいりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか。

7 番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

28ページの議会費の関係でお伺いします。

事業内容等というところに経済福祉常任委員会のエゾアワビ養殖施設に係る旅費の追加という言い方をされています。この内容、今日の議会の中で8月の常任委員会の段階でアワビに対する様々な調査した結果として報告されていましたが、実際に養殖施設に係る旅費の追加、施設視察に行くということなんですけども、その内容を具体的に教えてください。

○議長（溝部幸基）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

今、産業課の方で進めているアワビ養殖事業の中の岩手県大船渡市にある北日本水産の施設を視察する予算となっております。具体的には、施設に今火事の方でダメージは受けているということですが、親貝からの採苗等も進めてきているということです。その辺を見ると、あと、施設の方に北日本水産の方の販売等のノウハウ等も聞いて来るという形になっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

先ほどの養殖コンブの生産拡大事業ですけれども、現実にそのシーウィードさんの親会社のヤマザキさんそのものが、そんなに体力のない会社なのかなという気がするんです。

6月の議会でもユニセンターの改修こちらでして、頑張ってくださいという形で捉えたにもかかわらず、さらに事業費を交付していくという、今調子良いんですね。結局スルメみたいに全然イカも獲れないで苦しい苦しいと言っているのと訳が違うはずなのに、なにうえに交付をしていかなければならないのかというのが、どうも見えてこないんですよ。そこを今一度お伺いしたいです。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

先ほど経営調子良いという部分は若干付け加えますと、今コンブの扱い高は順調にいつていますが、その結びコンブを市場に出す例えばおでんで使うだとかそういう部分に引きあいはあるものの、その単価の見合いという部分で今ヤマザキさんでは市場と交渉しているという状況。

たぶん、福島状況とするとコンブは提供できて、結びコンブとか結ぶことができる。ただ、今、市場との価格の交渉という部分やっているみたいな話しも専務の方からも聞いておりまして、その部分がいくら安価に出来るかという部分もここは今勝負時だという部分で言われていて、その中で函館の方からも人材の方を投入するだとか様々な方法でこれからどう右肩上がりに持っていくかという最中でありまして、そこに対する支援ということになっております。

それと、以前も町長も申し上げておりますけど、私も福島町に企業誘致したという部分、これをコンブの生産・加工それと労働力だとか町に対する寄与も相当あるものですから、ここを私達も結びコンブに対する支援もしていかなければならないということで今回予算要求させていただいております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

先ほどの力士の招集に関して。要は、今年に限っては本当に来なかったという表現はちょっとまたあれですけども、結構町内経済にだいぶ打撃があったと思うんですね。そこで町長に、来年来てもらえるかどうかこうって確約的なもの取れているのか、その辺だけちゃんと確認取りたいと思います。

要は、こんだけ町内経済が来ないことによって大分停滞していますので、その辺来年度に向けて要は力士さんが来てもらえるのか、来てもらえないのか、その辺の確約が取れているのか説明お願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今月月末、今相撲やっていますけど千秋楽迎えますので、毎年私この時期に九重部屋の千秋楽パーティーに顔を出させていただいて、いつもであれば夏合宿大変ご苦労さまでしたという慰労を兼ねて、来年もよろしくという声を頂きに伺うんですけども、今回はもう残念なことに合宿は中止になりましたので、ただ、九重親方にはしっかりまた来年も地元で楽しみにお待ちしておりますという声を届けて、親方の方から分かりましたという声をいただくために行く予定でありますので、そこは親方も力士方もやはり福島に来ることを楽しみにしていただいておりますので、そこについては間違いなくまた来年来ていただけるものだという風に私は確信しております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

先ほどの視察のアワビの件ですけども、親貝がということで、その状況、そこからスタートして施設等々のところの視察という言い方されたんですけども、8月の所管の委員会の時に所管の方から山火事でもって、ほぼ養殖しているものは全滅だと、施設そのものも全滅に近い状態だったと。それでもって、親貝そのものが生存していることが確認されて、そこをスタートにして今再建に向かっているところだという風にして伺って、そして、その内容について当町のアワビの養殖陸上アワビの件について、町長のこれまでの陸上でのアワビを作るというそういう風なロマンも含めた現実の問題として、これが今、三陸の北日本水産のところとのやり取りの中でなんとかやっていこうという話になっているんだろうと思います。

それで、今回その視察に行くという風な状況は、視察そのものは否定するわけでもないし、行って十分研鑽積んでくるのは良いことだろうと思うんですけども、8月の説明の状況であって、今回のこのタイミングが果たしてどうなのかなという風な思いはしているんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（溝部幸基）

産業課長から現況……………。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時52分）

（再開 14時53分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

私アワビの担当課ということで知っている状況をちょっとお話しさせてもらおうと、この間の所管でもお話しさせてもらったんですけど、火事前には約200万以上の種苗がいたと。ゼロ歳から数えて種苗の数は200万くらいいたという部分。これが、ほぼ全滅というのは間違いないですけど、ただ、水槽で飼っている、つくっている水槽で飼っている部分とは別管理したものの種苗が生きていたと。その部分は順調にまだ育っていていますよ。それと、親貝については北日本水産では所有していなかったですけど、間違いなく提供した会社さんが海面に吊るして持っていたと。それを返してもらって、そこでまた7月に採卵とかしていますので、施設としてはやっている状況は見れるという中でいます。

ただ、取水管だとか火事になったものはそのまま火事の状況になっている私が見ている範囲ではなっておりますので、その部分も含めてどういう取水かという部分は見て来れるのかなという部分と、200万の個数やっているという状況は見られませんが、プールというか水槽でやっている状況は少ないで

すけど見る事はできるのかなとは私の方で知っている情報で説明させていただきました。以上です。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

という風な状況の中で委員会でそのコンセプトのところでもって今回の視察で十分だという風にして判断したのかなという風にして私自身はそう思うんだけど、今、課長が言われたような内容については、これは岩手県大船渡市北日本水産、それで、三陸翡翠アワビということでこれをずっと続けてこられた会社ですよ。それで、3. 11で全壊していると。その3. 11全壊から販売再開まではおよそ6年掛かっている。その結果、3. 11までのその会社での幼貝の生存率等も90パーセント超えるだけのそれだけの水準に達していて、そして、7センチ以上の販売の貝を生産してきたと。

それが、その時点では120万から130万個の安定的な供給のところまでいたっていたということですね。それが、今回の火事でほぼその施設等も全滅に近い状況になっていたという風にして聞いています。それで、今回の春から北日本水産ではクラウドファンディングを立ち上げて、そして、目標額5千万の設定をし、そして、支援者千人あまりのところから1,600万、1,700万弱ぐらいまでの支援額を集め、それで今再建に向かってスタートしていると。

250万個のほぼ全滅ということは損害額がおおよそ5億円という風にして会社では言っていると。それで、これでは大きな厳しい状況を3. 11と今回でもって2回ぐり抜けながらやっていく段階で、養殖再開には1億円ほどの費用が必要と。これは今の中心になって動いているそれこそ営業部長さんというのが古川さんという方で、これは3代目ですね。2代目のこれを販売再開まで3年ほどかかる見込みだよと。そのプロジェクトの実行者は、これは古川季宏さんという現社長なのかな、先代の社長からのそれを受けて、これを今やっていくと。

ですから、この会社というのは本当に信念を持って続けて行く会社の状況になっているんだろうと思いますけども、そのような状況のところ、8月の所管の委員会の時にも町長からも陸上アワビもこれまで続けてきたことの状態から北日本水産とのやり取りをしながら、民間のノウハウを、販売している貝等もふるさと納税も含めて、確か楽天だったり色んなところで加工品も乗っけて、そしてそれを結構大きな販売をしていて、おそらく5億円程度のところまで販売を続けてきたという風にして載っています。

今私が言ったことは全てホームページに100パーセント載っています。さらに、幼貝そのものの授精の方法それもきちっと動画で乗っかっています。

ですから、今ですね、福島に企業誘致等委員会の中でも結んでありましたが、企業誘致等のことも含めて、福島での陸上アワビの養殖という視点で考えた時に、もっと的確な時期での視察というのがあっていいのかなという風に私は考えるんだけど、その辺の行政の方に聞いてもあれですから、決めた常任委員会の方の意向も、それでも行くというのであればそれはそれでよろしいんですけども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私の考え方を少しお話しさせていただくと、議会の方は議会の方の考えありますのであれでしょうけど、私はできれば今年の予算の中で北日本水産と我々も厳しい時に栽培公社の種苗が入らないという中で御縁を頂きました。そして、私も2代目・3代目の社長さん方とお話しをして、しっかりとした信念を持った方々でありますので、それを我々が今町内でやろうとしている事業を、今社長さん方から聞くのも私は1つの手としてあるんだろうと思いますし、また、ノウハウなり色んなその確かにホームページなり色んなものを見ればデータというのは分かるんでしょうけども、やっぱりその人と会う、私はそのことがまた次の信頼に繋がっていくんだと思っていますので、やっぱりできれば我々はもうしっかりその方々の意向なり姿形は見えていますけども、やはり議会の方でもそういったものをしっかり受け止めていただくことによって、両輪となって我々がこれから新たな養殖を展開するにあたって決してマイナスにはならないんだという風に私は思っていますので、是非、そういった機会にしっかりとそういった方々の意思なりそういったものを確認する意味でも私は決してタイミングとしては悪くないんだという風に思っていますし、また、こういう時期に来てくれたことによって、さらにやっぱり福島というものをしっかり信頼づけ

るには私は反対にいいタイミングではないのかなという風に思っていますので、是非、私の方からもお願いしたいなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

今、町長の言われていることはごもっともなので、そのことは過去にも当議会はやった経緯ありますよね。先ほど質問にもなっていたヤマザキさんとのやり取りについては本当に間引きコンブを再利用していく過程で、たまたまそれが繋がった時に当時の現会長さんですか、方が当町に来られた時に議会とここでもってせっかく来るのであれば交流して会社そのものの色んな考え方、コンブに対する思いもそこでもって確認したいですね。そして、ここへ来てやっていることについては、議会の方も本気でもって後押しし、行政と一体となって続けて行くんだというその決意をやっぱりそのところで相手方にも伝えるというそういうことはやっていましたし、そのうえで、視察の時に静岡の工場にまで行って、そして、北海シーウィードここで立ち上げていただいて現状に至っているわけですね。

ですから、その辺の企業誘致的なものの考え方というのは重々わかるし、そのとおりだと思うんです。ですから、この視察に関しても、いわゆる全議会的な所管云々という考え方じゃなくて、全議員の中でもって対応するべきものだろうなと私はそのような感想も持っているんですけども。以上です。

○議長（溝部幸基）

9番平野副議長。

○9番（平野隆雄）

今の熊野委員の発言ですけども、さっき言っているのと今の町長から受けた話が全然違う。

会社の状況がかなり悪いような話を先ほど言っているんです。それで、それであれば、何も視察行かなくてもいいような話をしている。そして今、町長の話を聞いて皆で行ったらいいだろうと。とんでもない話ですよ。先ほどの話しならまだいい。先ほどの話しであっても、経福のメンバーで行って、そのような状況が事実あるのか、ないのか。どういう関係を今後福島と持ちたいのか、そういう風な話しもしてこなきゃいけない。全員行かなければ行かなくてもいいんじゃないですか。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

今の委員会のアワビの視察について佐藤所管委員長と討議させてもらいたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（溝部幸基）

いいですか？

○6番（木村隆）

今回、経済だけで視察に行くということで、私、熊野、藤山、3名は委員外で8月の委員会に出まして、みんなそれぞれそのアワビの施策について思い持って出ているわけです。それで、先日の議運の時に経済で視察に行くんだということで休憩中でしたけども色々言いたいこと言いました。

それで、今回その経済だけで行くということで一番残念なのは、4月に東京福島会の後、全議員で北日本水産の視察に行くということで日程も取りましたし予算もいただきました。

ところが、大船渡の火災が起きまして視察を見送ったわけです。当初は皆で行きましょうと言っておったのに、いつの間にか委員会だけという風になってしまった。ですから、これから補正予算組むとかそういうことではなくて、私達政務活動費頂いております。ですから、佐藤委員長のご判断で、経済の方は経済のこの予算で行っていただいて、私達総務の方は政務活動費で同行させていただけないか、そういう風な思いで佐藤委員長の判断をいただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

経済福祉で所管までやって、これでは経済福祉の委員共々色々と相談しながら今回の視察に至ったわけであります。

そういうことで、一応今回は経済福祉の委員だけで行くということで決めましたので、一つ、是非とも行きたいとなったら木村委員が言うように政務調査費ありましたらそれで参加して今回はいただきたいとそう思っております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

わかりました、ありがとうございます。

このあと総務の方で相談させていただきまして、行ける方は同行させていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

9番平野副議長。

○9番（平野隆雄）

先ほどの熊野委員の発言は大船渡北日本水産ネットにも載っているって、会社の状態を悪く言っていますよね。そういうところをあなた達、政務活動費使って行くんですか。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

逆に副議長にお伺いしますが、それを町費で予算取って行くんですか。

○議長（溝部幸基）

9番平野副議長。

○9番（平野隆雄）

あのね、常任委員会の意見書をちゃんと見てちょうだい。これメモしたけどもね、要するに今の状況、ここの状況、それから北日本の状況踏まえて、北日本さんは流通・販売についてもノウハウを持っているわけだ。そして、養殖事業もこれからまだ3年間調査しながら前に進めていくわけなんだから、その状態を見ながら会って、その話を聞かなきゃ前に進めないと思いますよ。だから絶対私達は行くべきだと思います。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

ですから、佐藤委員長から政務活動費で同行してくださいと言われたので、今これから希望者として色々日程等も同行するような算段で、私達はレンタカーで行きます。同行させてもらいますけども、そういう形で丸く収まったのではないのかなと私は思っているのですが、違いますか。

○議長（溝部幸基）

9番平野副議長。

○9番（平野隆雄）

丸く収まっていないですよ。私達は委員会でこういう考え方を持って行くわけですよ。旅費・その他・政務活動費につけても私達は今ここで旅費をいただいてそして行くわけですから、政務活動費ということで行くのとちょっと訳が違うという風なこともあります。例えば、訳がちょっと違うと、訳が違いますという風なこと。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

佐藤委員長の方から、もしよければ政務調査費で同行できますかという段階で、委員長の方からOK出ましたので、それはそれで僕らは政務調査費で行く方向で考えていますので、その辺は了承したいと思

います。以上です。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

総務教育の皆さん、それから佐藤委員長も、また副議長もそれぞれ言い分があるでしょうけども、今、それぞれにやはり北日本水産さんという現状を確認したいというのは総務教育も経済福祉も同じ考えだと思います。それならば今ここで、意義についてとか、行く・行かないの話しじゃなくて、共に行く方向を考えましょう。それは、議会費で行くとか政務活動費で行くとか、それを1回、別に予算組んだって、これは使わなきゃ使わないでもいいし、それから政務調査費使うならみんな政務調査費あるんですからそれはそれで考えればいい。でも、1回リセットしましょう。ここでそこまで話しあっちゃ駄目だと思うんですよ。

だから、どうですか。木村委員、熊野委員、そこら辺の考え方でまとめていきませんか。まず第一に、これは議運に出た話しですから、全く余計なお世話ですけど私も責任感じます。よく分からない中で行くって言ったなかでね。けども、議長と話ししてこれから、そういう方向でリセットして考えましょう。

今ここで経済だ福祉だって言ったって、お互いに行きたい・行きたいって言えば見たい・知りたいというのは同じなんですから。どうですか考え方として。いいですか、どうですか。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

結局そういうことなんですよね。議運で休憩中になってしまいましたけども、みんなそれぞれ思い言っただけでも、何もまとまらなかったわけですよ。はっきり言って。ただ、報告を最終的には報告を受けただけで終わってしまっただけなんです。だから言うべき意見をここでしか言えなかった。という機会を討議でやったということで、今そういう平沼委員から出ましたので、一度まずここでこの件については冷静になりたいなとそういう風に思います。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ですから、この件に関しては1回議運に任せてください。預けてください。議案進めましょう。いいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（溝部幸基）

そのほか討議はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第28号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時13分）

（再開 15時24分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第29号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第29号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案1の61ページをお開き願います。

議案第29号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,978万2千円とする。

令和7年9月16日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、歳出から説明をいたしますので75ページをお開きください。

6款諸支出金、1項7目特定健康診査等負担金償還金54万2千円の追加は、前年度特定健康診査等負担金の実績報告により、精算分の負担金を北海道に返還するものでございます。

7款基金積立金、1項1目事業基金積立金2,274万4千円の追加は、令和6年度決算における積立金の確定等による財源調整等の積立金であります。

次に、歳入を説明いたしますので71ページへお戻りください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1,111万7千円の追加は、今年度の保険税の賦課実績により追加するものであります。

4款繰入金、2項1目事業基金繰入金40万2千円の減額は、繰越金確定に伴い減額するものでございます。

5款繰越金、1項1目その他繰越金1,257万1千円の追加は、前年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号を決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第29号は可決いたしました。

◎議案第30号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第30号 令和7年度介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案1の77ページをお開き願います。

議案第30号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,810万5千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,929万5千円とする。

令和7年9月16日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出から説明をいたしますので95ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費7万1千円の追加は、職員手当等1万1千円の減額で、会計年度任用職員訪問看護員に係る勤勉手当支給額の確定によるもの。共済費8万2千円の追加は、共済組合等負担金率の変更によるものでございます。

2項1目一般介護予防事業費10万4千円の追加は、共済費の追加で、会計年度任用職員介護支援専門員に係る共済組合等負担金率の変更によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費16万5千円の減額は、共済費の減額で、正職員に係る共済組合等負担金率の変更によるものでございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金973万4千円の追加は、令和6年度決算において繰越金が生じたため基金に積み立てるものであります。

6款諸支出金、1項1目償還金1,753万2千円の追加は、令和6年度の介護給付費等に係る国庫負担金等の額確定に伴い、償還金が生じたため追加するものであります。

次のページをお願いします。

下段の、2項繰出金、1目一般会計繰出金82万9千円の追加は、令和6年度決算に伴う精算によるもので、一般会計へ繰出金として返還するものであります。

なお、98ページから99ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入の主な増減を説明いたしますので、89ページへお戻りください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料461万8千円の追加は、賦課実績により追加するものでございます。

下段の、2款国庫支出金、2項4目介護保険者努力支援交付金11万円の追加は、今年度の交付金の額の確定通知がありましたので、追加するものでございます。

91ページをお願いいたします。

下段の、7款繰越金、1項1目繰越金2,338万8千円の追加は、前年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第30号は可決いたしました。

◎議案第31号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第31号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案1の101ページをお開き願います。

議案第31号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,740万6千円とする。

令和7年9月16日提出、福島町長。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたしますので115ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に、583万円の追加は歳入で保険料を追加することに伴い、対応する保険料負担金を追加するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、111ページへお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目も同様に、578万3千円の追加は保険料の賦課実績により追加するものでございます。

3款繰越金、1項1目も同様に、4万7千円の追加は令和6年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第31号は可決いたしました。

◎議案第32号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第32号 令和7年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案1の117ページをお開き願います。

議案第32号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,646万6千円とする。

令和7年9月16日提出、福島町長。

それでは、補正の主な内容について、歳出から説明をいたしますので131ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費27万3千円の減額は、給料21万3千円及び職員手当等44万6千円の減額で、給与費の確定及び手当額の精査によるもの。共済費38万6千円の追加は共済組合等負担金率の変更に伴うものでございます。

2款診療事業費、1項1目診療費56万7千円の追加は公課費で、令和6年度予防接種手数料などの診療外収入1,245万8,189円に対する消費税確定申告分を追加するものでございます。

なお、給与費の資料として132ページから133ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入について説明いたしますので、127ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金997万1千円の減額は、繰越金の確定により一般会計からの

繰入金を減額するものであります。

3款繰越金、1項1目も同様で、1,026万5千円の追加は、前年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第32号は可決いたしました。

◎議案第33号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第33号 令和7年度浄化槽事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の135ページをお開き願います。

議案第33号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度福島町浄化槽事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。

第1款浄化槽事業費用、補正予定額8万9千円の増、計4,171万7千円。

第1項営業費用、補正予定額8万9千円の増、計4,011万3千円。

令和7年9月16日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、139ページをお開き願います。

令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款浄化槽事業費用、1項営業費用、2目総係費、補正額8万9千円の増、計1,786万4千円。

これは起債研修会を始めとした各種講習会に出席するための普通旅費に不足が生じたことや、講習会に係る負担金が発生することから増額補正するものでございます。

以上、議案第33号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第33号は可決いたしました。

◎議案第34号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第34号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、追加議案の5ページをお願いいたします。

議案第34号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度の福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,912万1千円とする。

令和7年9月16日提出、福島町長。

それでは、補正予算の歳出から説明いたしますので、説明資料の6ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名、地域経済緊急支援事業費で150万円の追加は飲食店等持続支援金で、ヒグマ警報発令に伴う夜間の外出自粛に影響があった町内の飲食・宿泊事業者に対して、1件10万円の15件分を追加するものです。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金150万円の追加は、今回の補正に係る財源調整による追

加で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は2億8,761万5千円となります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第34号は可決いたしました。

◎報告第2号 令和6年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第3号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第1号 令和6年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和6年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第6号 令和6年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎認定第7号 令和6年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第20 報告第2号 令和6年度財政健全化判断比率の報告。

日程第21 報告第3号 令和6年度教育事務の管理、執行状況の点検・評価報告。

日程第22 認定第1号 令和6年度一般会計決算認定。

日程第23 認定第2号 令和6年度国民健康保険特別会計決算認定。

日程第24 認定第3号 令和6年度介護保険特別会計決算認定。

日程第25 認定第4号 令和6年度後期高齢者医療特別会計決算認定。

日程第26 認定第5号 令和6年度国民健康保険診療所特別会計決算認定。

日程第27 認定第6号 令和6年度水道事業会計利益の処分、決算の認定。

日程第28 認定第7号 令和6年度浄化槽事業会計利益の処分、決算の認定。

以上、9件の案件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました9件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております9件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、決算審査特別委員会に対し、委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時49分)

(再開 15時52分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された決算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄議員、副委員長に1番藤山大議員が互選された旨の報告がございました。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

決算審査特別委員会の議案審査等のため、明日から9月21日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、明日から9月21日まで休会することに決定いたしました。

なお、22日は午前10時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（延会 15時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆

令和 7 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 7 年 9 月 1 8 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 令和 6 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 3 号 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 令和 6 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 令和 6 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 令和 6 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 令和 6 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 令和 6 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| | 認定第 7 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 教育長の選任について |
| 日程第 5 | 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 発委第 9 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 発委第 10 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について |
| 追加日程第 1 | 宣誓第 1 号 教育長の宣誓について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 令和 6 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 3 号 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 令和 6 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 令和 6 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 令和 6 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 令和 6 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 令和 6 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| | 認定第 7 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 教育長の選任について |
| 日程第 5 | 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 発委第 9 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |

日程第7 発委第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

追加日程第1 宣誓第1号 教育長の宣誓について

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村志朗
	3番	佐藤孝男		4番	小鹿昭義
	5番	平沼昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
総務課長	小鹿浩二	企画課長	村田洋臣
産業課長	福原貴之	町民課長兼吉岡支所長兼認定こども園福岡保育所園長	深山肇
町民課参事兼会計管理者	古一直喜	福祉課長	佐藤和利
建設課長	紙谷 一	福祉センター次長	（石川秀二）
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石川 秀二
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田重美
監査委員補助職員	（鍋谷浩行）		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
議会事務局議事係	角谷里紗		

(開会 13時29分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労さまです。

本日は休会の予定でしたが、決算審査特別委員会の審査が早く終わりましたので、9月16日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番熊野茂夫議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎報告第2号 令和6年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第3号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第1号 令和6年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和6年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第6号 令和6年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎認定第7号 令和6年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第3 報告第2号 令和6年度財政健全化判断比率の報告。報告第3号 令和6年度教育事務の管理、執行状況の点検・評価報告。認定第1号 令和6年度一般会計決算認定。認定第2号 令和6年度国民健康保険特別会計決算認定。認定第3号 令和6年度介護保険特別会計決算認定。認定第4号 令和6年度後期高齢者医療特別会計決算認定。認定第5号 令和6年度国民健康保険診療所特別会計決算認定。認定第6号 令和6年度水道事業会計利益の処分、決算の認定。認定第7号 令和6年度浄化槽事業会計利益の処分、決算の認定。

以上、9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました令和6年度一般会計ほか6件の決算認定等、財政健全化判断比率ほか1件の報告については、本定例会において決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査を終えておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄決算審査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

ただいま議題となっております令和6年度財政健全化判断比率等の報告、令和6年度一般会計ほか6件

の決算認定等について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、本定例会 9 月会議において、審査すべき事件として付託されたものでございます。

9 月 16 日に正副委員長の互選を行い、18 日まで各会計決算等を審査した結果、本委員会の意見は、認定第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号については、いずれも認定すべきものとし、認定第 6 号、第 7 号については、利益の処分を原案可決し、決算については認定すべきものと決定いたしました。

審査の経過等につきましては、諸般の報告（第 2 号）に記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、令和 6 年度財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

以上、甚だ簡単ですが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13 時 34 分）

（再開 13 時 34 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9 番平野隆雄決算審査特別委員長。

○9 番（平野隆雄）

決算すべきものとし、認定第 7 号が欠けておりましたので、訂正いたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13 時 35 分）

（再開 13 時 35 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9 番平野隆雄決算審査特別委員長。

○9 番（平野隆雄）

大変失礼いたしました。

認定第 5 号が抜けておりましたので、付け加えていただきます。5 号については、いずれも認定すべきものとし、認定第 6 号、第 7 号については、利益の処分を原案可決し、決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（溝部幸基）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号から第5号については、いずれも認定すべきものとし、認定第6号、第7号については、利益の処分を原案可決し、決算については認定すべきものとの委員長報告であり、この報告のとおり原案可決・認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、令和6年度一般会計ほか6件の決算については認定し、水道事業・浄化槽事業会計の利益の処分については原案可決することに決定いたしました。

なお、報告第2号 令和6年度財政健全化判断比率報告、報告第3号 令和6年度教育事務の管理、執行状況の点検・評価報告は、報告済みといたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 13時37分)

(再開 13時37分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第1号 教育長の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第4 同意第1号 教育長の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の155ページをお願いいたします。

同意第1号 教育長の選任について。

教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

令和7年9月16日提出。

住所、福島町内在住。氏名、小野寺則之。年齢、58歳となっております。

小野寺則之氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第1号関係資料にありますとおり、平成3年に4月に松前町役場に入庁され、教育委員会学校教育課を振り出しに長年役場に勤務され、平成27年12月に退職されてございます。

退職後、民間の会社を経て、令和元年度に教育長に就任し現在に至ってございます。

小野寺氏は令和元年に教育長に就任以来、教育現場とともに教育水準の向上に向け、様々な改善と工夫をし、特に福島商業高等学校存続に向けては全国に先駆けて、全国募集を手掛けるなど子ども達の教育水準の向上に熱意を持って最前線で頑張っているところでございます。

人柄につきましては、この6年間を通じて皆様にご存じのことと存じますが、快活明瞭で誠実、実直かつ勤勉であります。

教育長の選任にあたって同意くださるよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第1号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第1号は決定いたしました。

暫暫時休憩いたします。

（休憩 13時40分）

（再開 13時40分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（溝部幸基）

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の157ページをお願いいたします。

同意第2号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和7年9月16日提出。

氏名、金谷由美子氏。

金谷由美子氏について、若干補足説明をさせていただきます。

金谷由美子氏は、昭和54年4月から昭和57年3月まで岐阜大学教育学部附属中学校の教員を経験され、現在は町内において学習塾を経営されてございます。

公職歴に関しましては、平成21年4月から子ども・子育て推進会議委員をはじめ、社会教育委員及び総合計画審議委員並びに学校運営協議会委員など多くの公職を歴任しており、令和3年10月に教育委員に就任され、現在に至ってございます。

人柄は明るく優しい性格であり、今、国が進めております男女協働参画社会並びに女性活躍社会の実現に資する方だと考えてございます。

教育委員会委員の任命にあたって同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第2号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第2号は決定いたしました。

◎発委第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

1 番藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

それでは、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出します。

4ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリングをはじめ、自然災害に伴う交通障害、道路施設の老朽化など、多くの問題を抱えている。

これらの課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えて強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、必要な道路整備・維持管理を安定的に必要な予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い、激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取り組みをより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進めよう、必要な予算を確保すること。など6項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出するものです。

なお、本意見書は、9月4日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
発委第9号に賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

◎発委第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第7 発委第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の6ページをお開きください。
発委第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について。
上記の議案を、議会会議条例の規定により提出します。
7ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5パーセントのベースアップ目標」としていたものの、新加算はその目標に到底及ばないばかりか、2.5パーセントのベースアップどころか定期昇給分を含めても2パーセント程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いています。

他の産業では昨年と今年いずれも5パーセント前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。

コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であります。診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下のとおり要請し、実施を強く求めるものです。

1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよ

う、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。など5項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出するものです。

なお、本意見書は、9月4日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第10号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第10号は可決いたしました。

暫暫時休憩いたします。

（休憩 13時52分）

（再開 13時53分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日 程 の 追 加

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

鳴海清春町長から、宣誓第1号が提出されました。

これを追加日程第1として、議題にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

宣誓第1号を追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

◎宣誓第1号 教育長の宣誓について

○議長（溝部幸基）

追加日程第1 宣誓第1号 教育長の宣誓を議題といたします。

小野寺則之教育長、中央演台で宣誓願います。

○教育長（小野寺則之）

福島町まちづくり基本条例第15条の規定に基づき、教育長就任時の宣誓を行います。

宣誓、私は、日本国憲法並びに地方自治法等の関係諸法を遵守し、福島町の教育目標である「福島町教育大綱」を実現するため、公正・誠実に職務を遂行いたします。

また、福島町まちづくり基本条例の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を目指して、町長を補佐し、議員皆様にご指導いただき、職員、町民のみなさまとともに汗を流す協働のまちづくりを実践し、福島町の子どもたち、そして地域の方々ひとり一人が活躍し、夢と希望が持てるまちづくりに努めることを誓います。

令和7年9月18日、福島町教育委員会教育長、小野寺則之。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長の宣誓を終わります。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

9月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和7年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和7年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間に亘りご審議をいただき、ご苦労さまでした。

（休会 13時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 平 野 隆 雄